

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
1	入札説明書	1	I					入札説明書の位置づけ	「実施方針等に関する質問・回答及び意見を反映している」とありますが、本入札説明書等に記載のない事項で、実施方針等に関する質問・意見に対する回答にて示された事項については、前提条件と理解してよろしいでしょうか。	事業の前提条件を構成する質問回答については、入札説明書等に関する質問回答のみを想定していることから、前提条件とするべきと考えている事項があれば、個別対話又は落札者決定後の契約協議にて確認ください。
2	入札説明書	1	I					入札説明書の位置づけ	実施方針等に関する質問・意見と本入札説明書等に齟齬が生じる場合、本入札説明書等の内容が優先されると理解してよろしいでしょうか。	事業の前提条件を構成する質問回答については、入札説明書等に関する質問回答のみを想定していることから、前提条件とするべきと考えている事項があれば、個別対話又は落札者決定後の契約協議にて確認ください。
3	入札説明書	7	II	7	(4)	イ		事業方式	イ 付帯事業に関し、事業者から付帯事業の運営を委託された企業が実施するスキームとした場合、当該付帯事業の実施にあたり必要となるスペースの市からの賃借主体は、事業者でなく当該委託先とすることも可能との理解でよろしいでしょうか。	付帯事業の実施にあたり必要なスペースの賃借人は事業者としてください。事業者から付帯事業を実施する担当企業に必要なスペースを転貸することは可能です。
4	入札説明書	7	II	7	(4)	イ		事業方式	イ 付帯事業に関し、事業者から付帯事業の運営を委託された企業の再委託先が実施するスキームとした場合、当該付帯事業の実施にあたり必要となるスペースの市からの賃借主体は、事業者でなく当該再委託先とすることも可能との理解でよろしいでしょうか。	付帯事業の実施にあたり必要なスペースの賃借人は事業者としてください。事業者から付帯事業を実施する担当企業に必要なスペースを転貸することは可能です。
5	入札説明書	7	II	7	(4)	イ		事業方式	イ 付帯事業に関し、事業者から付帯事業の運営を委託された企業が実施するスキームとした場合、当該付帯事業の実施にあたり必要となる水光熱費は、事業者でなく当該委託先が市と精算若しくは供給主体と直接契約することになるとの理解でよろしいでしょうか。	運営を委託された企業と、本市との間に、直接的な契約関係を生じさせる想定はありません。
6	入札説明書	7	II	7	(4)	イ		事業方式	イ 付帯事業に関し、事業者から付帯事業の運営を委託された企業の再委託先が実施するスキームとした場合、当該付帯事業の実施にあたり必要となる水光熱費は、事業者でなく当該再委託先が市と精算若しくは供給主体と直接契約することも可能との理解でよろしいでしょうか。	本市は、事業者以外の者との間に、直接的な契約関係を生じさせる想定はありません。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
7	入札説明書	8	II	7	(5)			事業期間	「本施設の維持管理・運營業務開始 2025.1.11」から、「本施設の供用開始日 2025.2.25」までの期間において、要求水準書と異なる要件（例：電話交換業務不要、フロアマネージャー配置不要、清掃実施不要箇所あり等）がございましたらご教授願います。	業務要求水準書のとおりです。
8	入札説明書	8	II	7	(5)			事業期間	本施設の引渡日の翌日、令和7年（2025年）1月11日から維持管理・運營業務開始とありますが、物販施設については、内装工事や備品設置、商品搬入等の開業準備期間が必要となります。物販施設のオープンについては、開業準備期間を経た後、令和7年（2025年）2月25日の供用開始日までの間で事業者が任意で設定できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご賢察のとおり、物販施設については、令和7年（2025年）1月11日のオープンを義務付けるものではありませんが、オープンの日時については、供用開始日までの間で、本市と協議のうえ定めることとさせていただきます。
9	入札説明書	9	II	7	(7)	ウ		本事業における事業者の収入	ウ 物販事業等に係る収入について、事業者から物販事業等の運営を委託された企業の再委託先が実施するスキームとした場合、事業にかかる収入は、事業者でなく当該再委託先が直接収受することも可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	入札説明書	9	II	7	(7)	ウ		本事業における事業者の収入	ウ 物販事業等に係る収入について、事業者から物販事業等の運営を委託された企業が実施するスキームとした場合、事業にかかる収入は、事業者でなく当該委託先が直接収受することも可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	入札説明書	9	II	7	(8)			物販事業等に係るもの	「光熱水費は事業者の負担」とございますが、物販事業等に係る電気・水道・ガスの引き込みは外部から直接での引き込みではなく、個メーター設置の上、本施設からの供給が可能という理解でよろしいでしょうか。また、本施設からの供給が可能な場合、請求単価の算出方法をご教授ください。	ご理解のとおりです。請求単価は業務要求水準書別紙X-1-1 使用料・貸付料算定要領に記載のとおりです。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
12	入札説明書	9	II	7	(8)		物販事業等に係る施設使用料	「施設使用料は本市の公有財産規則に基づき別途算定した金額とする」とありますが、使用料の算定根拠となる建物台帳価格について、公有財産規則第44条に「建物等については、評価価格又は建築費若しくは製造費」と定められています。本施設の台帳価格は、評価価格（固定資産評価額に準じて評価した価格）との理解でよろしいでしょうか。	本市が新築した場合の新築建物における台帳価格は取得原価（取得価格から付随費用を除いた建築額）となります。取得原価は建物本体工事、内装工事、基礎工事、建物と一体不可分の工作物の工事が含まれます。付随費用とは、調査・測量のうち実施設計に含まないもの、実施設計、監理を指します。
13	入札説明書	9	II	7	(8)		物販事業等に係る施設使用料	「施設使用料は本市の公有財産規則に基づき別途算定した金額とする」とありますが、使用料の算定根拠となる建物台帳価格について、公有財産規則第44条に「建物等については、評価価格又は建築費若しくは製造費」と定められています。仮に本施設の建設工事費を100億円とした場合、以下①と②のどちらを台帳価格とするのかご教示ください。 ①100億円×60%=60億円（固定資産税評価額に準じて評価した価格） ②100億円（建設費）	建物台帳価格は取得原価（取得価格から付随費用を除いた建築額）となります。つまりは、固定資産税評価額に準じた評価は行いません。
14	入札説明書	13	III	2	(2)		個別対話に関する手続き	個別対話を踏まえた検討内容を提案審査書類に反映するため、対話時の入札参加者から市への質疑に対する回答などを入札参加者に個別にお示しいただくことは可能でしょうか。	個別対話における回答については、競争の公平性を害する場合等を除き、原則として入札参加者個別に提示する想定です。
15	入札説明書	13	III	2	(2)	オ	個別対話に関する手続	「個別対話は、入札書等及び審査に必要な書類（以下「提案審査書類」という。）の提出締切までに2回実施することを予定」とあります。個別対話参加申込書(様式第4-1号)により参加者名簿を提出した後に、参加者を変更（削除、追加等）することは可能でしょうか。変更が可能な場合、申込締め切り後でも、変更後の参加者名簿を提出することでよろしいでしょうか。	個別対話の参加者の変更は可能です。その場合、対話実施の前日までに変更後の参加者名簿を提出してください。
16	入札説明書	13	III	2	(2)	オ	個別対話に関する手続	個別対話における質問書(様式第4-2号)により質問書しますが、個別対話時に、質問書で提出した以外の質問をすることは可能でしょうか。	本市にて回答を準備する時間の確保が必要であることから、原則として認められません。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
17	入札説明書	14	Ⅲ	2	(2)	ク		入札説明書の公表以降における手続	ク プレゼンテーションの実施 プレゼンテーションで使用可能な図表やパースは提案審査書類にて使用したものに限定されま すでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	入札説明書	14	Ⅲ	2	(2)	ク		入札説明書の公表以降における手続	ク プレゼンテーションの実施 プレゼンテーションで提案審査書類を補足する 追加資料の使用や提出は可能でしょうか。	プレゼンテーションで使用可能な図表やパ ースは提案審査書類にて使用したものに限定さ れます。
19	入札説明書	14	Ⅲ	2	(2)	ク		入札説明書の公表以降における手続	ク プレゼンテーションの実施 プレゼンテーションで模型を使用・提出するこ とは可能でしょうか。	可能とします。
20	入札説明書	14	Ⅲ	2	(2)	ク		入札説明書の公表以降における手続	ク プレゼンテーションの実施 パワーポイントのスライドショーを使用したプ レゼンテーションを想定されていますでしょ うか。	ご理解のとおりですが、詳細は提案審査書類 の提出者に対し通知します。
21	入札説明書	14	Ⅲ	2	(2)	ク		プレゼンテーショ ンの実施	「提案内容のプレゼンテーション及び提案審査 書類に対するヒアリングを行う。」とありませ すが、プレゼンテーションやヒアリングの詳細は 個別に通知されるとの理解でよろしいでしょ うか。	ご理解のとおりです。
22	入札説明書	15	Ⅲ	2	(2)	コ		入札説明書の公表 以降における手続	コ （オ）入札保証金 「正当な理由がなく契約を締結しないとき は」とありますが、ここでの「契約」とは「基 本協定」ではなく「事業契約」を指していると の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	入札説明書	15	Ⅲ	2	(2)	コ		入札説明書の公表 以降における手続	コ （オ）入札保証金 落札後、基本協定第5条第3項の要件に該当 し、基本契約締結に至らなかった場合は、「正 当な事由」と認められ、本項における違約金 （落札金額の100分の3）は課せられないとの 理解でよろしいでしょうか。	基本協定締結前においては、基本協定書 （案）第5条第3項の適用はありませんの で、正当な事由がなく基本協定を締結しない 場合は、落札金額の100分の3に相当する額 の違約金を徴収する場合があります。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
24	入札説明書	15	Ⅲ	2	(2)	コ		入札説明書の公表以降における手続	コ（オ）入札保証金 基本協定締結後、基本協定第5条第3項に該当し事業契約締結に至らなかった場合は、「正当な事由」と認められ、本項における違約金（落札金額の100分の3）は課せられないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	入札説明書	15	Ⅲ	2	(2)	コ		入札説明書の公表以降における手続	コ（オ）入札保証金 基本協定締結後、基本協定書第5条第3項に該当し事業契約締結に至らず、基本協定書第11条の違約金が課された場合、本項における違約金（落札金額の100分の3）は別途二重に課せられないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	入札説明書	16	Ⅲ	2	(3)			SPCの設立等	当庁舎をSPC所在地として使用、登記することは可能でしょうか。	可能です。
27	入札説明書	16	Ⅲ	2	(2)			入札説明書の公表以降における手続	予定価格：14,706,186,000円に含まれる消費税及び地方消費税の額は、1,336,926,000円でしょうか。	消費税及び地方消費税に対しては、上限を設定していません。
28	入札説明書	18	Ⅳ	1	④			入札参加者の構成	④において、「協力企業とは、SPCに対して出資はしないが、SPCから直接業務を受託又は請け負う者とする。」とありますが、この場合の「業務」とは、本入札説明書のⅡ.事業の概要7.本事業の事業内容（2）対象業務のアからオに規定する業務、との理解で宜しいでしょうか。例えばSPCは公認会計士による監査を受ける必要があることが規定されていますが、SPCと監査法人（又は公認会計士）との間で直接監査契約を締結する必要があるものの、これはここでいう「業務」には該当せず、監査法人は協力企業となる必要はないことの確認の意図でお聞きしております。	ご指摘の「業務」は、入札説明書Ⅱ.7.(2)中のアからエに規定する業務です。なお、例示についてはご理解のとおりです。
29	業務要求水準書	3	I	2	(4)			事業期間	本施設の維持管理・運営業務開始日から供用開始日までの間（2025年1月11日～2月24日）については貴市職員は執務室にて勤務されているとの理解でよろしいでしょうか。	区役所等は2025年2月25日から勤務開始となります。 区民センターは2025年1月12日～2月24日の期間で勤務開始となる可能性があります。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
30	業務要求水準書	3	I	2	(4)			事業期間	本施設の維持管理・運營業務開始日から供用開始日までの間（2025年1月11日～2月24日）については一般来庁者へのサービス開始前であることから、2025年2月25日以降とは異なる業務実施体制を事業者により提案（運營業務における案内業務の人員配置を記載の人員数より削減する等）することが可能という理解でよろしいでしょうか。	原則として、本施設の維持管理・運營業務開始日から供用開始日までの間についても、供用開始日以降と同様の業務実施体制で業務を実施するものとします。
31	業務要求水準書	3	I	2	(4)			事業期間	「※1 事業者と協議のうえ～（中略）～開始時期及び完了時期を変更する場合がある」との記載がありますが、提案によるものと考えて宜しいですか。また完了時期を早めた場合でも評価の対象にならないと考えてよろしいでしょうか。	業務期間を変更する提案は認めません。
32	業務要求水準書	4	I	2	(7)			本市が実施する業務	新中央区民センターを運営する指定管理者の選定について、現在の想定スケジュールをご教示ください。	令和4年度に選定を行う予定です。
33	業務要求水準書	9	II	2	(3)			地盤状況	地下掘削に伴う湧水処理費用の算出について、「透水係数が当該値を超過した場合、又は既存の公表資料から合理的に読み取ることができない湧水処理が発生した場合は、合理的と認められる範囲において本市がその処理費用の増加分を負担する」とありますが、「合理的と認められる範囲」とはどのように判断されるのか、具体的にご教示ください。	具体の事象に応じて判断します。
34	業務要求水準書	9	II	2	(3)			地盤状況	参考資料として柱状図が提示されていますが、それ以外の調査、例えばP S 検層、動的ねじり試験、は既に行われていますか。また、その場合、それらの結果の開示をお願い可能でしょうか。	実施した調査結果については、業務要求水準書別紙II-4 地盤状況に追加します。
35	業務要求水準書	9	II	2	(2)	イ		上下水道	建設工事で使用する給水は無償支給と考えてよろしいでしょうか。	事業者の費用負担により必要な給水を確保してください。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
36	業務要求水準書	9	II	2	(2)	ウ		電話・電気・ガス	「引き込みについては、選定事業者の提案による。」と記載がありますが、対象敷地において対応が可能な引き込み方式の提示を頂くことは可能でしょうか。または、対象インフラ事業者とインフラ協議を進めても宜しいでしょうか。	引き込み方式については、エネルギー計画等、入札参加者の提案によることから、指定はしていません。入札参加者の判断でインフラ協議を進めてください。
37	業務要求水準書	10	III	1				基本的な考え方	①事業契約に定める期間内に全て解体とありますが、原則として2021年07～2022年4月と考えてよろしいでしょうか。一方、P3事業期間の※に「開始時期及び完了時期を変更する場合がある」との記載がありますので解体完了時期を延伸する提案は可能と考えてよろしいでしょうか。	原則として事業契約に定める期間内に解体撤去工事並びにその関連業務を実施してください。なお、業務期間を変更する提案は求めません。
38	業務要求水準書	12	III	3	(1)			解体撤去工事	「⑫解体撤去工事により周辺地域に水枯れ等の被害が発生しないよう留意すること。」との記載がありますが、公共工事標準請負契約約款に規定されているとおり、通常避けることができない場合且つ、事業者が善良な管理者の注意義務を果たしていた場合には、その対応方法等について貴市と協議いただけると理解してよろしいでしょうか。	発生した水枯れが、事業契約書（案）第42条第4項の要件に該当する場合、同条第5項に基づき市が費用を負担します。
39	業務要求水準書	13	III	4	(4)			完成図書の提出	解体工事の完成図書として撤去図一式を製本及びデータで提出することになっていますが、既存図のCADデータは貸与されると考えてよろしいでしょうか。	既存図のCADデータは事業契約の締結までに貸与予定です。
40	業務要求水準書	14	IV	1	(3)			本施設へのアクセス	「敷地内の本施設の利用者動線とサービス動線（検診車ルート、ごみ収集車用ルート等）は明確に区分し、適切な動線計画とすること。」とありますが、来庁者用とサービス用の敷地内への出入口を別で設ける必要はないとの認識でよろしいでしょうか。	業務に影響を及ぼさず、且つ、利用者動線に支障が生じなければ、出入口を別に設ける必要はありません。
41	業務要求水準書	14	IV	1	(3)	ア		動線計画	ア. 本施設へのアクセスの③に検診車の記載がありますが、検診車にて検診を受ける利用者の動線や検診の受付方法、健康センターの他の諸室との関係について、ご教示ください。	検診受付は保健センターで行い、検診車にて検診を行います。検診後、1階給湯室にて給水を行って検診終了となります。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
42	業務要求水準書	14	IV	1	(3)	ア		動線計画	ア. 本施設へのアクセスの③にごみ収集車の記載がありますが、収集の頻度や時間帯につき教えてください。	ごみの種類により、1日につき1～3台程度の収集を想定しております。時間帯は原則、開庁日の翌日午前中を想定しております。
43	業務要求水準書	14	IV	1	(3)	ア		動線計画	ア. 本施設へのアクセス、の④に、市道南3条線への出入庫、国道230号線からの入庫が少なくなるように計画するとの記載があり、また23ページの駐車場の要求水準には、西側の市道12丁目線を入り口とし、東側の国道230号線を出口とすることを基本とする旨の記載があります。駐車場アクセス以外のサービス車両やタクシー車両等は上記以外の道路からの出入庫も検討可能という解釈でしょうか。	ご理解のとおりです。
44	業務要求水準書	14	IV	1	(3)	ア		本施設へのアクセス	「ア 本施設へのアクセス」に記載の項目③ ④ ⑦ から判断し、敷地西側歩道に対し最大で「利用者動線駐車場用」「利用者動線車寄せ用」「サービス動線用」の3ヶ所の車両出入口（歩道切り下げ）を設けることと読み取れますが、歩道整備基準上問題ないと考えてよろしいでしょうか。	各種車両の出入りについては、入札参加者の提案によるものとします。 なお、車寄せ動線とサービス動線の出入りは兼用可能とします。
45	業務要求水準書	15	IV	1	(3)			動線計画	職員の主な出退勤時間帯には人荷用EVと利用者用EVを併用する考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	業務要求水準書	15	IV	1	(4)			平面計画	閉庁時の職員の執務室への出入者管理について、ICカード等を使用した無人管理とすることも可能でしょうか。	要求水準を充足する限りにおいて、入退室管理システム等を活用することは可能です。
47	業務要求水準書	15	IV	1	(4)			平面計画	②の末尾に「生産性の向上にも配慮」とありますが、職員の生産性に関する記述と思いますが、現状認識している課題や改善の余地等があれば、ご教示願います。	本市において具体的に認識しているものではありません。 入札参加者の創意工夫が発揮されることを期待します。
48	業務要求水準書	17	IV	1	(5)	ウ		木材使用	木材使用箇所について「木材の産地を変更する場合、増加費用については本市が負担する」とありますが、木材の種類を変更することで費用が増加する場合も想定されますので、その場合も市にご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	木材の産地に関する協議において、本市が木材の種類の変更を指示し、これに従い木材の種類を変更することとなった場合、増加費用については本市が負担することとします。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
49	業務要求水準書	17	IV	1	(6)			安全・防犯計画	「駐車場及び駐輪場には防犯カメラを設置すること。」とありますが、記載された部位以外への防犯カメラの設置は不要との理解でよろしいでしょうか。	業務要求水準書に記載の各業務を実施するにあたって、必要となる箇所に設置ください。
50	業務要求水準書	17	IV	1	(6)			安全・防犯計画	「駐車場及び駐輪場には防犯カメラを設置すること。」とありますが、防犯カメラの仕様や設置箇所数については、提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。業務要求水準書に記載の各業務を実施するにあたって、必要となる箇所に設置ください。
51	業務要求水準書	17	IV	1	(6)			安全・防犯性	「③建具等のガラスについては原則として強化ガラスとすること」とありますが、各階外装サッシも「建具等」に該当しますか。	ご理解のとおりです。なお、計画・設計は安全・安心ガラス設計施工指針等に基づいて行って下さい。
52	業務要求水準書	17	IV	1	(7)			防災計画	「電力の分散化や2方向引き込み」と有りますが、2方向引き込みとして計画した場合、電力及び通信の引き込み負担金は別途との理解でよろしいでしょうか。事業者負担の場合、負担金についてご教示下さい。	電力及び通信の引き込み負担金は事業者にて負担してください。負担金については、入札参加者にてご判断ください。
53	業務要求水準書	18	IV	1	(9)			環境配慮計画	⑨に再生可能エネルギー等の環境負荷の低いエネルギーをできるだけ活用するとありますが、環境配慮に関する要求性能を満たすことが出来るのであれば必須ではないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	業務要求水準書	19	IV	1	(11)	ウ		外構計画	⑥にロードヒーティングを設置することとありますが、敷地外である歩道部分のロードヒーティング設置・維持費に関しては、本件の事業費に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	要求水準を達成するために事業者が敷地外の歩道部にヒーティングを設置する提案を行った場合は、当該部分の整備費及び維持管理費（光熱水費除く）は事業者負担です。
55	業務要求水準書	18	IV	1	(9)	②		② CASBEE による評価	CASBEE（建築環境総合性能評価システム）による評価は、第三者機関が認証を必要とせず、自主評価で良いと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	業務要求水準書	19	IV	1	(11)			その他	「積雪時の来庁に支障を来さないよう、施設出入口や構内通路、駐車場出入口などは、ロードヒーティングを設置すること。」とありますが、あくまで屋根で覆われない、積雪の可能性のある箇所に限られるとの認識でよろしいでしょうか。	来庁者動線・車両動線となる部分のうち、屋根の有無に関わらず積雪や凍結等により来庁に支障をきたす恐れのある箇所には、ロードヒーティングを設置してください。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	細節	項目	項目名		
57	業務要求水準書	20	IV	1	(12)		サイン計画 ア 共通事項	③将来において、諸室の配置が変更になった場合、変更に対応可能なサインとしますが、案内MAP、室名の変更に伴う費用は、市が負担することよろしいでしょうか。もし事業者が費用負担する場合、変更の想定回数の程度をご指示ください。	サインの変更が必要な場合の費用は、本市が負担します。ただし、諸室の配置の変更等があった場合にも容易に対応可能なサインが提案されることを期待します。
58	業務要求水準書	20	IV	1	(13)		その他	告示板の設置場所について内部又は外部の指定はありますか。	内部及び外部の指定はありませんが、国道 230 号線側の歩道から閲覧できるように設置してください。
59	業務要求水準書	21	IV	2	(2)		中央区役所の計画	⑦入退室管理などセキュリティの充実を図ることとありますが、職員の入退室管理と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、待合などの来庁者エリアから執務室への侵入防止などにも配慮ください。
60	業務要求水準書	21	IV	2	(3)	イ	中央保健センターの計画	執務室の②に機密情報の保護が必要なスペースについてと記載がありますが、具体的なスペースをご教示ください。	業務要求水準書別紙IV-1 必要諸室及び仕様に示す健康・子ども課①②の執務室となります。
61	業務要求水準書	22	IV	2	(3)	ウ	中央保健センターの計画	来庁者部分の①に記載の「来庁者の特性に応じて」とありますが、全ての窓口で個人情報やプライバシーの保護に対して配慮を行うとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	業務要求水準書	23	IV	2	(1)		共通事項	実施方針等に関する質問・意見に対する回答 393 では「諸室の設置階の変更は認めません」とありますが、①に「諸室の面積、諸室の仕様及び必要な設備については「別紙IV-1 必要諸施設及び仕様」を参考としつつ、使用目的や機能に応じた最適な計画とすること。」とあり「別紙IV-1 必要諸施設及び仕様」はあくまで参考で変更提案は可能とも読めます。設置階の変更は、認められないとの理解でよろしいでしょうか。	お示ししたものが要求水準です。要求水準の趣旨を逸脱しない範囲での変更をお考えでしたら、個別対話をご活用ください。
63	業務要求水準書	23	IV	2	(1)		共通事項	②に「ゾーニングに当たっては、「別紙IV-3 動線・相関関係図」を参考とすること。」とありますが、「別紙IV-3 動線・相関関係図」はあくまで参考であり、変更する提案を行うことは可能でしょうか。	お示ししたものが要求水準です。要求水準の趣旨を逸脱しない範囲での変更をお考えでしたら、個別対話をご活用ください。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
64	業務要求水準書	23	IV	2	(5)			駐車場の計画	駐車場出入口に進入禁止とするために設けるシャッターは、駐車場の利用可能時間外の車両の出入を防ぐためのものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	業務要求水準書	23	IV	2	(5)			駐車場の要求水準	イ(ア)③に市道12丁目線を入口とし、国道230号線を出口とすることを基本とするとの記載がありますが、貴市の要求事項(国道230号線と市道南3条線との交差点に負荷をかけない)を満足していれば出入口の設置場所は自由に変更可能と考えてよろしいでしょうか。	原則として、出入口は業務要求水準書のとおりに設けるものとします。それ以外に出入口を設けることを検討する場合には、個別対話にて確認してください。
66	業務要求水準書	23	IV	2	(5)			駐車場の要求水準	公用車のサイズもしくは車種をご教示ください。また、中央保健センター・中央区民センターも含めた台数と考えてよろしいでしょうか。	公用車のサイズは、W1.9m×L4.9m×H1.8mを想定してください。台数については、ご理解のとおりです。
67	業務要求水準書	23	IV	2	(5)			駐車場の要求水準	健診車のサイズもしくは車種をご教示ください。	健診車のサイズは、W2.5m×L11.0m×H3.5mを想定してください。
68	業務要求水準書	23	IV	2	(5)			駐車場の要求水準	各種搬出入車の想定をご教示ください。	物販施設と自動販売機の納品車両、ゴミ収集、郵便物等の集配及び定期的な納品車両(中型ウイング車)を想定しています。
69	業務要求水準書	23	IV	2	(5)			駐車場の要求水準	防犯カメラを必要な箇所に設置とありますが、防犯カメラの明確な用途をご教示ください。(常時監視、犯罪抑制、事後確認等)	施設利用者の安全確保および事故発生時の状況調査等を目的とします。
70	業務要求水準書	23	IV	2	(5)			駐車場の要求水準	公用車の洗車設備を確保とありますが、具体的な仕様をご教示ください。	給排水設備(洗車及び洗濯機用)、エアコンプレッサー(出力2.2kw、タンク容量75L)及び洗濯機の電源となります。
71	業務要求水準書	23	IV	2	(5)			駐車場の要求水準	健診車用の電源仕様についてご教示ください。	単相100/200Vとします。
72	業務要求水準書	23	IV	2	(5)	イ		駐車場の計画	イ 駐車場の要求水準に自走式であることとの条件がないため、利用者用の駐車場においても、自走式・機械式・それらの併用による提案は可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、利用者の利便性と快適性に配慮した計画としてください。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
73	業務要求水準書	23	IV	2	(5)	イ		駐車場の計画	イ（ア）③において、「西側の市道 12 丁目線を入口とし、東側の国道 230 号を出口とすることを基本とする」とありますが、交通量の多い東側の国道 230 号を避けて駐車場出入口を計画することが望ましいとも思われます。東側出口としない場合、周辺交通に多大な影響が生じるとの理解でよろしいでしょうか。多大な影響が生じるのであれば、その影響内容についても合わせてご教示ください。	原則として、出入口は業務要求水準書のとおりに設けるものとします。それ以外に出入口を設けることを検討する場合には個別対話にて確認してください。
74	業務要求水準書	23	IV	2	(5)	イ		駐車場の計画	イ（ア）③において、「西側の市道 12 丁目線を入口とし、東側の国道 230 号を出口とすることを基本とする」と記載されています。合理的な説明が可能であれば、事業者の提案により出入口を変更しても良いと理解してよろしいでしょうか。	原則として、出入口は業務要求水準書のとおりに設けるものとします。それ以外に出入口を設けることを検討する場合には個別対話にて確認してください。
75	業務要求水準書	23	IV	2	(5)	イ		駐車場の計画	イ（ア）③において、「西側の市道 12 丁目線を入口とし、東側の国道 230 号を出口とすることを基本とする」と記載されています。一方、「様式 5-2-4 基礎項目審査確認リスト」では、「入口は市道 12 丁目線、出口は国道 230 号側にある」と記載されています。仮にイ（ア）③の解釈に基づいて出入口を変更した場合、基礎項目審査確認リストを満たしていないということで失格となるのでしょうか。	原則として、出入口は業務要求水準書のとおりに設けるものとします。それ以外に出入口を設けることを検討する場合には個別対話にて確認してください。
76	業務要求水準書	23	IV	2	(5)	イ		駐車場の計画	イ（キ）④に「検診車スペース及び電源を設けること」とありますが、本スペースは、検診車用の駐車施設ではなく、検診時に敷地外部から乗り入れて、停車するためのスペースであり、例えば夜間や検診時以外も常時駐車する運用は無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	業務要求水準書	24	IV	2	(6)			駐輪場の計画	駐輪場へのサイクルラックの設置は、提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。また、駐輪場の利用は自由とし、料金徴収システムの設置は不要との理解でよろしいでしょうか。	駐輪ラックの設置は任意としますが、多段式は不可とします。利用形態については、来庁者と職員のみが利用するものとし、料金徴収システムの設置は不要とします。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
78	業務要求水準書	24	IV	2	(6)			駐輪場の計画	公用自転車用駐輪場は多段式駐輪機を採用してもよろしいでしょうか。	多段式ではなく、平場として下さい。
79	業務要求水準書	24	IV	2	(7)			全体共用部分	防災センターの機能として通用出入口の入退出管理とありますが、市職員以外の入退管理と考えてよろしいでしょうか。	職員および施設内勤務者の入退管理が主となります。
80	業務要求水準書	24	IV	2	(7)			イ 全体共用部分の要求水準 (イ) ②	感染性廃棄物保管場所が追加となっておりますが、その設備は一般的なごみ置き場の設備と同様と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	業務要求水準書	24	IV	2	(7)	イ		全体共用部分	イ (イ) ごみ置き場の①に管理形態の異なる施設ごとにコンテナで管理、という記載がありますが、ここでいう管理形態の異なる施設というのは、区役所、保健センター、区民センター、全体共用及び物販施設の5つを指すのでしょうか。	区役所等、区民センター及び物販施設の3つを示します。
82	業務要求水準書	25	IV	2	(7)	イ		全体共用部分	イ (ウ) 資源回収拠点の中で、市民が利用できる古紙等回収ボックス、との記載がありますが、古紙等を市民が直接持参してくると考えてよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	業務要求水準書	25	IV	2	(7)			全体共用部分	古紙等回収ボックスの規模や設置場所について条件はございますでしょうか。	規模は面積6㎡高さ2.2m程度とし、設置場所は本施設の開庁時間以外でも利用できる場所とします。
84	業務要求水準書	25	IV	2	(7)	イ	(コ)	全体共用部分 イ 全体共用部分の要求水準 (コ) 特殊簡易公衆電話	特殊簡易公衆電話のスペースのみ確保すれば良く、公衆電話本体の設置及び契約は貴市にて行うという理解でよろしいでしょうか。	公衆電話本体の設置及び契約は事業者で行って下さい。
85	業務要求水準書	25	IV	2	(7)			資源物回収拠点	古紙等回収ボックスの仕様、大きさ等をご教示ください。	規模は面積6㎡高さ2.2m程度とし、設置場所は本施設の開庁時間以外でも利用できる場所とします。
86	業務要求水準書	26	IV	3	(1)			耐震性能	本庁舎は、将来レイアウト変更等に柔軟に対応可能としつつ「災害応急対策活動に必要な施設」で庁舎機能維持との位置づけで耐震性能をI類と規定していると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
87	業務要求水準書	26	IV	4	(1)			電灯設備	調光装置の設置を要する諸室及び必要機能等は、「別紙IV-1 必要諸室及び仕様」のとおりとすることとありますが、別紙IV-1には調光装置等の記載がありません。ご教示下さい。	区民センターホールのステージ用の照明設備には調光装置を設置してください。現区民センターの仕様について、参考資料を示します。
88	業務要求水準書	26	IV	3	(2)			構造計画の要求水準、重要度係数	重要度係数は1.5とすること記載されていますが、通常、免震構造もしくは制振構造で計画し時刻歴応答解析で安全性の検証を行った場合には、それをもって重要度係数1.5と同等であるとしております。本建物もここで述べた方針として宜しいでしょうか。	「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」2.2.5などに基づいて耐震安全性を確保してください。
89	業務要求水準書	27	IV	4	(4)			静止形電源設備	無停電電源装置の電源供給対象である通信情報機器は構内交換設備の交換機と理解してよろしいでしょうか。交換機ではない場合、通信情報機器の仕様、電気容量について、ご教示下さい。	ご理解のとおりです。
90	業務要求水準書	27	IV	4	(4)			静止形電源設備	通信情報機器の中に業務用等のシステムサーバーは含まれないとのことですが、業務用システムサーバーに対する静止形電源設備は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	業務要求水準書	27	IV	4	(4)			静止形電源設備	通信情報機器の中に業務用等のシステムサーバーは含まれないとのことですが、業務用システムサーバーは非常用発電機からの電源供給は必要でしょうか。必要な場合、業務用システムサーバーの仕様、電気容量をご教示下さい。	業務用システムサーバーへの、非常用発電機からの電源供給は必要です。業務用システムサーバーの電気容量の詳細は設計時に決定します。
92	業務要求水準書	27	IV	4	(4)			静止形電源設備	業務用等のシステムサーバーの設置想定場所、及び必要面積について、ご教示下さい。	業務用のシステムサーバー各課執務室内に設置することを想定しております。また、サーバー1機あたりの必要面積は、おおよそ2～4㎡程度を想定しています。
93	業務要求水準書	27	IV	4	(4)			②静止型電源設備の送電範囲について	「②通信情報機器の停電時補償用に無停電電源を設けること」とあるが、「通信情報機器」とは、建設業務で設置する設備機器で、(8)構内交換設備、(9)情報表示設備、(11)放送設備、(12)テレビ共同受信設備、(13)防災設備、(14)防犯管理設備に限るという理解でよろしいでしょうか。	無停電電源装置については、構内交換設備用としてください。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
94	業務要求水準書	27	IV	4	(5)			発電設備	非常用電源供給範囲は建築設備設計基準の第1章第8節「発電機回路とする負荷（事務庁舎）」の甲類を基準とすることとありますが、最新版（平成30年版）の建築設備設計基準には第1章第8節がありません。第10章第2節「内燃力発電装置の出力算定」に記載の表2-1「発電機回路とする負荷（一般的な事務庁舎）」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	業務要求水準書	27	IV	4	(5)			発電設備	第10章第2節「内燃力発電装置の出力算定」に記載の表2-1「発電機回路とする負荷（一般的な事務庁舎）」の照明に記載の活動拠点室、及び活動支援室は総務企画課、一般諸室は各執務室と考えてよろしいでしょうか。	区災対本部、市災対本部バックアップ機能、応急救護センター、避難所（業務要求水準書別紙IV-1 必要諸室及び仕様に示す事務室②を含む）は活動拠点室とし、その他の各課執務室は活動支援室とします。それ以外の諸室は一般諸室とします。
96	業務要求水準書	27	IV	4	(5)			発電設備	第10章第2節「内燃力発電装置の出力算定」に記載の表2-1「発電機回路とする負荷（一般的な事務庁舎）」のコンセントに記載の業務に必要なものについて、必要な諸室、必要な機器類等を具体的にご教示ください。	必要な諸室については、業務要求水準書別紙IV-1 必要諸室及び仕様に記載の非常用コンセントが必要な諸室をご参照してください。必要な機器類は、PC、プリンター、業務用サーバー等を想定しております。
97	業務要求水準書	28	IV	4	(7)			構内情報通信網設備 ①	別紙IV-6 記載のL2 及びL3 スイッチは、本事業に含むと考えてよろしいでしょうか。また、カテゴリもしくは伝送速度の要求についてご教示願います。	スイッチは別途になります。
98	業務要求水準書	28	IV	4	(7)			構内情報通信網の工事区分について	工事区分についての確認ですが、①庁内システム②札幌市所有の光通信網、共に配線工事と機器設置、配線接続は別途工事であり、配管路の整備のみ本工事という理解でよろしいでしょうか。	庁内システムについては、各端末から最寄のハブ等までの配線を除く、配管、配線工事を行ってください。 本市所有の光通信網については、屋外から屋内のネットワーク機器まで引き込むための配管、配線工事を行ってください。
99	業務要求水準書	28	IV	4	(8)			構内交換設備	電話交換機の調達は事業者になりますでしょうか。貴市が電話交換機を調達される場合、電話機の設定作業も貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。	事業者が電話交換機の調達を行って下さい。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
100	業務要求水準書	28	IV	4	(8)			構内交換設備	想定外線回線数をお示ください。	外線回線数は60回線程度を想定しておりますが、組織の改編等により変動する可能性があります。
101	業務要求水準書	28	IV	4	(8)			構内交換設備	各諸室で必要と考えられる電話機の設置台数をお示ください。	電話機の設置台数は330台程度を想定しておりますが、組織の改編等により変動する可能性があります。
102	業務要求水準書	28	IV	4	(9)			情報表示設備	②の発券状況とは、混雑状況という理解でよろしいでしょうか。	混雑状況も含めた発券状況です。
103	業務要求水準書	28	IV	4	(9)			情報表示設備	③の利用状況とは、予約利用の会議室や貸室等の本日の利用状況という理解でよろしいでしょうか。	会議室や貸室に限定する意図はありません。
104	業務要求水準書	28	IV	4	(10)			映像・音響設備	「中央区民センターの会議室の映像・音響装置は、使用目的・機能・性能を満足したシステムとすること。」とございますが、映像・音響装置の維持管理・更新も事業者負担となりますでしょうか。	映像・音響設備の維持管理・更新等に係る費用は事業者において負担してください。
105	業務要求水準書	28	IV	4	(12)			誘導支援設備	トイレ呼出装置を多目的トイレ及び男女各トイレに設置とありますが、各トイレのブース毎に呼出装置を設置と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	業務要求水準書	28	IV	4	(12)			誘導支援設備	各種誘導案内設備とありますが、具体的にご教示ください。	入札参加者の提案によるものとします。
107	業務要求水準書	29	IV	4	(13)			テレビ共同受信設備	地上波デジタル放送の受信設備を設けることとありますが、UHF帯のチャンネル対応のみとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
108	業務要求水準書	29	IV	4	(14)			電波障害防除施設	実施方針等に対する質問回答 No233 で、電波障害防除施設の設置及び維持管理費用とも市の負担となりましたので、入札額には見込まないとの理解でよろしいでしょうか。	電波障害防除施設の設置及び維持管理に要する費用は本市が負担するため、入札額に見込む必要はありません。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目		
109	業務要求水準書	29	IV	4	(14)		電波障害防除施設	電波障害防除施設の設置及び維持管理に要する費用は、本市が負担するとありますが、携帯電話不感知対策設備についても本市負担との理解でよろしいでしょうか。事業者負担の場合、携帯電話不感知対策設備の具体的な仕様をご教示下さい。	事業者に携帯電話不感知対策設備の負担は求めません。
110	業務要求水準書	29	IV	4	(17)		駐車場管制設備	①の不適正利用を防止するためには、管制設備の運用ルールをどのように設定するかが肝要かと思いますが、庁舎未利用者（駐車券の無料化処理をしていない者）が出庫出来ないのは、後続の出庫者の妨げとなり現実的ではないと考えます。 よって、そのような対象車等は料金を支払い出庫出来るようにすることはお認め頂けますでしょうか（その場合の料金の帰属は貴市と考えます）。	駐車場の有料化提案を行った場合でなければ、駐車場料金を設定することはできません。
111	業務要求水準書	30	IV	4	(18)		②市災害対策本部のバックアップ機能に必要な設備の工事範囲について	『「別紙IV-10の市災害対策本部のバックアップ機能に必要な設備」に示す設備を整備すること。』と記載がありますが、FAX機器、プロジェクター機器、防災無線機器は別途工事であり、記載された整備に発電機電源を供給するという理解でよろしいでしょうか。	業務要求水準書別紙IV-10市災害対策本部のバックアップ機能に必要な設備に示す設備は、事業者が整備するとし、FAX機器、プロジェクター・スクリーン、防災無線設備についても同様です。ただし、防災無線設備に必要なアンテナは別途支給します。
112	業務要求水準書	33	V	2	(2)		土地の形質変更に係る届出等	土壤汚染調査命令の後、調査を行った結果、土壤汚染対策法第6条による要措置区域に該当し、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域になった場合、事業期間（解体撤去業務期間、施設整備期間）の変更があると考えてよろしいでしょうか。	具体の事象に応じて判断します。
113	業務要求水準書	37	VI	2	(2)	イ	総合施工計画書等の提出	監理技術者は、他に必要な資格ありますか（1級建築士等）。	法令等により必要となる資格を備えたものを監理技術者としてください。
114	業務要求水準書	37	VI	2	(3)	ア	建設工事	工事期間中において想定されている式典（地鎮祭等）の回数及び規模（参加者数）についてご教示いただけますでしょうか。	式典を行う想定はありません。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
115	業務要求水準書	38	VI	2	(3)	ア		建設工事	「⑫建設工事により周辺地域に水枯れ等の被害が発生しないよう留意すること。」との記載がありますが、公共工事標準請負契約約款に規定されているとおり、通常避けることができない場合且つ、事業者が善良な管理者の注意義務を果たしていた場合には、その対応方法等について貴市と協議いただけると理解してよろしいでしょうか。	発生した水枯れが、事業契約書（案）第42条第4項の要件に該当する場合、同条第5項に基づき市が費用を負担します。
116	業務要求水準書	39	VI	3	(4)	⑫		災害時対応	災害時の帰宅困難者（職員、利用者等）の対応は、施設整備、緊急時対応を含め必要でしょうか。必要な場合は、それらの諸条件をご指示ください。また、帰宅困難者の対応がある場合、対象者は在館者のみの対応と考えてよろしいでしょうか。	本施設の維持管理・運営業務が開始した以降の緊急時の対応についての要求水準は業務要求水準書Ⅷ. 9. に記載のとおりです。
117	業務要求水準書	42	Ⅷ	1	(1)			維持管理及び運営業務の業務計画書の作成、提出	供用開始予定日の6月前までに業務計画書を提出する旨記載されていますが、供用開始まで変更事項も多々生じるためこのタイミングでの提出は過早と考えます。つきましては、供用開始予定日の2月前までに提出することとさせていただきます。	供用開始予定日の6月前までに業務計画書を本市に提出し、本市の承諾を受けてください。 なお、提出後における、本市の承諾による内容変更の可能性を否定するものではありません。
118	業務要求水準書	42	Ⅷ	2	(1)			月次報告書等の作成、提出	報告書は、電子データ（PDF形式等）で保管することによろしいでしょうか。	日報、月次報告書及び半期報告書の保管は電子データとすることも認めます。
119	業務要求水準書	42	Ⅷ	2	(1)			維持管理及び運営業務報告書の作成、提出	報告書は、電子データ（PDF形式等で保管することによろしいでしょうか。	維持管理及び運営業務報告書の保管は電子データとすることも認めます。
120	業務要求水準書	43	Ⅷ	4	(3)			常時維持管理員	閉庁時も常時維持管理員を1名以上配置とのことですが、仮眠は可能でしょうか。この場合の仮眠時間中は業務を行わない前提となります。	業務要求水準書Ⅷ. 9. に記載の緊急時対応を行える前提において、常時維持管理員の仮眠を認めます。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
121	業務要求水準書	43	VIII	4	(3)			常時維持管理員	「1名以上の必要な人数を防災センターに配置すること。」とございますが、配置する人員は必ずしも設備技術員ではなく、警備員でも可能という理解でよろしいでしょうか。また、設備技術員を常時24時間体制で配置する場合、別途警備員がいれば、設備技術員は夜間仮眠をとることは可能という理解でよろしいでしょうか。	要求水準を充足する限りにおいて、他の業務従事者が常時維持管理員を兼任することは、妨げません。 業務要求水準書VIII. 9. に記載の緊急時対応を行える前提において、常時維持管理員の仮眠を認めます。
122	業務要求水準書	43	VIII	4	(1)			業務責任者	各業務責任者については、必ずしも常駐が必要ではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	業務要求水準書	43	VIII	4	(2)			業務担当者	業務担当者については、必ずしも常駐が必要ではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
124	業務要求水準書	43	VIII	5				本施設の開庁時間等	「公職選挙法による選挙や災害の発生時等、本市が指示する場合には時間を延長し、休日等においても維持管理業務及び運営業務を行うこと。なお、この場合に追加で発生する費用は本市が負担する」とありますが、「参考7 休日等の開庁日」に記載のある臨時開庁に伴い発生する費用は、入札価格に見込まないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	業務要求水準書	43	VIII	5				本施設の開庁時間等	「公職選挙法によるや災害の発生時等、本市が指示する場合は間を延長し休日等においても維持管理業務及び運営業務を行うこと。なお、この場合に追加で発生する費用は本市が負担する。」とあるが、急に多くの人員を配置することは困難であるため、現地で対応可能な要員で対応するという理解でよろしいでしょうか。	本市が指示する場合には、休日等においても業務要求水準書に記載の維持管理業務及び運営業務を行ってください。 なお、ご提案いただいた業務内容を休日等まで延長して対応していただくことを想定しており、新たな業務等を過剰に指示する想定はありません。
126	業務要求水準書	43	VIII	5				本施設の開庁時間等	「本市が指示する場合には時間を延長し、休日等においても維持管理業務及び運営業務を行うこと。なお、この場合に追加で発生する費用は本市が負担する。」とございますが、災害発生時のような予測できない場合を除いて、「参考7 休日等の開庁日」に記載された日数・時間が毎年定例で追加発生するものとの理解でよろしいでしょうか。	業務要求水準書参考7 休日等の開庁日は、現状での想定であり、事業期間に亘って毎年定例で追加発生することが確定しているものではありません。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
127	業務要求水準書	44	VIII	8	(1)			什器備品の調達支援業務	本施設において必要となる什器備品の一覧について、検討し提案することになっていますが、什器備品の項目、数量により業務量が変わることから、最低限求められる什器備品の項目、数量を概略をお示しいただけないでしょうか。	什器備品の調達支援業務では、什器備品の項目や数量についても検討し提案いただくことを想定しています。
128	業務要求水準書	46	VIII	9	(2)			具体的手順	(1)基本的な考え方に「経年による劣化は許容するものとする」とあり、(2)⑤に「要求水準を満たすように必要な修繕を実施する」とありますが、耐用年数が残っている機器類、仕上げ材等については、修繕を実施する必要は無いと考えてよろしいでしょうか。	耐用年数の残存の如何を問わず、業務要求水準書で提示した性能及び機能を発揮できる状態で本市へ引き継げるよう、必要な修繕を行ってください。
129	業務要求水準書	46	VIII	9	(4)			災害事前対応	災害発生時、区役所、区民センター、中央保健センターを災害対策及び被災者のための施設として利用する場合に発生する費用は、貴市にて負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
130	業務要求水準書	46	VIII	10	(1)			消耗品の負担	事業者が負担する消耗品の内、「設備機器の定期交換部品」の具体例をご提示ください。	火災報知設備のスイッチング電源等、要求水準を達成するために定期的に交換が必要な設備機器の部品を指します。
131	業務要求水準書	46	VIII	10	(1)			消耗品の負担	事業者にて負担するフィルターとは、プレフィルター及び中性能フィルター双方という理解でよろしいでしょうか。	フィルターの種別を問わず、事業者にて負担してください。
132	業務要求水準書	46	VIII	10	(1)			消耗品の負担	「トイレトペーパーや水石鹸等」とありますが、女性トイレ内の汚物入れ（サンタリーボックス）や、そこで使用のごみ袋、WCペーパーホルダーの手拭き紙、各フロア執務室内にあるごみ箱にセットされるごみ袋や、清掃作業員がごみ回収に用いるごみ袋も貴市負担という理解でよろしいでしょうか。	ごみ袋等の維持管理業務及び運営業務のために用意する消耗品の費用は事業者の負担とします。 また、ペーパータオルが必要な場合は、本市の負担としますが、事業者が補充、取り換え等を実施してください。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
133	業務要求水準書	48	IX	1	(1)			業務の目的	「維持管理業務を遂行するに当たって、本要求水準書のほか建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房庁営繕部監修）及びその他必要な関連法令等に準拠し、適切な維持管理を実施すること。」とあるが、選定した機器やメーカーによりメンテナンス手法が異なることもあり、本施設の機能を維持し、運営等に支障及ぼさないように（施設の機能維持及び安全性・快適性の維持）維持管理をすることが前提に共通仕様書はあくまでも参考とし、選定した機器等に対して適切な管理を行うという理解でよろしいでしょうか。	要求水準を満足するように、建築保全業務共通仕様書等を参考に、適切な維持管理業務を遂行してください。
134	業務要求水準書	48	IX	2	(1)			業務の内容	条件付き（職員の立ち会い必須、入室時間の指定等）で業務を実施する必要がある必要諸室がある場合は、その条件等について諸室毎にお示しください。	利用者の妨げにならないよう業務を実施してください。詳細については、事業開始後の本市と事業者の協議によることとします。
135	業務要求水準書	49	IX	2	(2)			構造部の保守管理の要求水準	「構造体に影響を及ぼすような異常を発見した場合は構造体の調査及び診断を実施し、その結果を踏まえ修繕を行う」ものとされております。この修繕とは、構造体に改良を加えるようないわゆる大規模修繕ではないとの理解でよろしいでしょうか。	所定の耐震性、耐火性及び耐風性を確保した状態を維持できるよう、必要な修繕を行って下さい。
136	業務要求水準書	50	IX	3	(1)			業務の内容	条件付き（職員の立ち会い必須、入室時間の指定等）で業務を実施する必要がある必要諸室がある場合は、その条件等について諸室毎にお示しください。	利用者の妨げにならないよう業務を実施してください。詳細については、事業開始後の本市と事業者の協議によることとします。
137	業務要求水準書	50	IX	3	(2)	ア		運転・監視	電気責任者及び機械責任者は現地への配置が必須でしょうか。	電気事業法、労働安全衛生法、その他関連法令に基づいた人員配置としてください。
138	業務要求水準書	50	IX	3	(2)	ア		運転・監視	ボイラー1級以上の資格免許とのことですが、設備として法定で必要のない提案を行った場合でも有資格者の配置は必須でしょうか。	機械責任者の有資格者の配置については、電気事業法、労働安全衛生法、その他関連法令に基づいた人員配置としてください。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
139	業務要求水準書	50	IX	3	(2)	ア		運転・監視	「③ 各機器、装置の電流、電圧、圧力、温度等を適宜確認し、絶えず電源負荷状態及び機械装置の稼働状態の監視を行い、運転状態の良否の判定及び改善に寄与するよう努めること。」と記載がありますが、『機器、装置』とは、主要の電気室、機械室の主要機器の認識にて宜しいでしょうか。または、機器、装置を個別に対象とされた基準ではなく、負荷種別ごとなどに適宜グループ単位にて系統の電流、電圧、圧力、温度等の監視で、要求水準を満たしますでしょうか。	「機器、装置」とは、電気室、機械室に限らず、本施設に整備されるもの全般を指します。
140	業務要求水準書	50	IX	3	(2)	ア		運転・監視	運転監視を行う電気責任者は、電気事業法に定める第3種電気主任技術者以上、機械責任者は労働安全衛生法に定めるボイラー1級以上の資格免許を有すること。」とありますが、法令に定める条件を満たしていれば、必ずしも要求水準記載の資格者を常駐配置しなくても良いという理解でよろしいでしょうか。	電気責任者及び機械責任者の有資格者の配置については、電気事業法、労働安全衛生法、その他関連法令に基づいた人員配置としてください。
141	業務要求水準書	50	IX	3	(2)	ア	⑦	運転・監視	「運転監視を行う電気責任者は、電気事業法に定める第3種 電気主任技術者以上・・・」と記載がありますが、電気主任技術者の有資格者は現地に常駐させなければならないのでしょうか。ご教示ください。	電気責任者の有資格者の配置については、電気事業法、労働安全衛生法、その他関連法令に基づいた人員配置としてください。
142	業務要求水準書	50	IX	3	(2)	ア	⑦	運転・監視	機械責任者は労働安全衛生法に定めるボイラー1級以上の資格免許を有すること」とありますが、施設に資格に必要な設備機器を設置しない場合は、機械責任者を配置する必要がないとの理解で宜しいでしょうか。	機械責任者の有資格者の配置については、電気事業法、労働安全衛生法、その他関連法令に基づいた人員配置としてください。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
143	業務要求水準書	51	IX	4	(2)			要求水準	「積雪時には、来庁者の歩行等支障をきたさないよう除雪を行うこと。」とございますが、現在の中央区役所における除雪作業実績をご教示頂けないでしょうか。（例：年間除雪対応日数、1日の1名当りの作業時間、1日当りの作業人員数、除雪方法及び使用器具） また、その年によっても除雪日数は異なることが想定されるため、可能な限り複数年遡ってご教授頂けますでしょうか。	現中央区役所庁舎における H28～H30 年度実績の平均値は下記のとおりです。 ・タイヤショベル【運転手・助手（普通作業員）】約 40 時間 ・ダンプトラック【運転手・交通誘導員】約 21 時間 ・生垣部分除雪【普通作業員】約 5 時間
144	業務要求水準書	51	IX	5	(1)			業務の内容	現敷地内に存在する樹木において、記念樹等、残置する必要がある樹木はないという理解でよろしいでしょうか。	移植予定の樹木はありますが、本市にて対応いたします。
145	業務要求水準書	51	IX	5	(1)			業務の内容	現在の樹木及び植栽の管理（施肥の頻度等）の過去3年分のメンテナンス記録の開示をお願いいたします。	該当する資料はありません。
146	業務要求水準書	51	IX	6	(2)			要求水準	「本施設及び事業敷地内において発生した廃棄物を収集し、本施設内に設けられたごみ置き場まで運搬し、分別すること。」とございますが、ここで言う収集とは、貴市職員が個々に保有しているごみ箱からの回収ではなく、各フロアのごみ集積箇所（フロアごみ箱）から収集するという理解でよろしいでしょうか。	清掃業務における本施設において発生した廃棄物の収集には、各執務室内に配置されたごみ箱からの回収を含みます。
147	業務要求水準書	52	IX	6	(2)			建物内清掃	執務室内は日常清掃・定期清掃・特別清掃ともに清掃対象範囲に含まれるのでしょうか。日常清掃・定期清掃・特別清掃の別で清掃対象範囲外となる諸室が複数ある場合は必要諸室の一覧に対応する清掃対象諸室を明示頂けますでしょうか。また、条件付き（職員の立ち会い必須等）で業務を実施する必要がある場合は、その条件等についてもお示しください。	執務室も清掃業務の対象となります。また、清掃対象範囲外となる諸室は想定しておりません。 清掃業務において、例示されている「職員の立ち会い必須」となる諸室は想定しておりません。
148	業務要求水準書	52	IX	6	(2)			建物内清掃	清掃可能時間は諸室毎に異なりますでしょうか。異なる場合は、必要諸室の一覧に対応する清掃可能時間を明示頂けますでしょうか。	利用者の妨げにならないよう業務を実施してください。詳細については、事業開始後の本市と事業者の協議によることとします。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
149	業務要求水準書	52	IX	7	(1)			業務の内容	条件付き（職員の立ち会い必須、入室時間の指定等）で業務を実施する必要がある必要諸室がある場合は、その条件等について諸室毎にお示しください。	環境衛生管理業務において、例示されている「職員の立ち会い必須」となる諸室は想定しておりません。 業務時間については、利用者の妨げにならない時間としてください。詳細については、事業開始後の本市と事業者の協議によることとします。
150	業務要求水準書	52	IX	7	(1)			環境衛生管理業務 業務の内容	「建築物環境衛生管理技術者を選任」とありますが、あくまでも選任とし非常駐という解釈で宜しいでしょうか。	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づいた人員配置としてください。
151	業務要求水準書	53	IX	8	(2)			警備の方法	「警備員による夜間の巡回等を適宜行うこと。」とございますが、夜間巡回時においても夜間対応窓口を不在としてはならないという理解でよろしいでしょうか。	夜間巡回時においても夜間対応が可能な体制としてください。
152	業務要求水準書	54	IX	8	(2)	ウ		警備の内容	⑰に記載がある「来庁者から戸籍届書を收受し、大通証明サービスコーナーへ連絡票を送信すること」については、FAXによる送信を想定されていると思いますが、FAX機器は本市が用意するという認識で宜しいでしょうか。	FAX 機器は事業者で用意してください。
153	業務要求水準書	54	IX	8	(2)			要求水準	夜間対応の実施日数は365日という理解でよろしいでしょうか。	夜間対応は毎日実施です。
154	業務要求水準書	54	IX	8	(2)	エ		要求水準	機械警備の③で防犯カメラを必要な場所に設置しとありますが、設置不可能な場所をご教示ください。	共用部への設置を想定しております。なお、札幌市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインを満たすように配慮し、トイレや更衣室等、プライバシーの配慮が必要となる部分への設置は行わないようにしてください。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
155	業務要求水準書	55	IX	9	(1)			修繕業務の内容	修繕業務の範囲について、実施方針の業務要求水準書（案）では「本施設が正常に機能するために必要な設備更新、施設修繕等を規模の大小に関わらず実施」とありましたが、本書では「規模の大小に関わらず」が削除されておりますので、業務範囲は日常修繕や小修繕に限られるとの理解でよろしいでしょうか。	日常修繕や小修繕に限定する意図はありません。本施設が正常に機能するために必要な設備更新、施設修繕等を実施してください。また、本施設が正常に機能するために不要と考えられる、軽微な修繕の実施を直ちに求めるものではありません。
156	業務要求水準書	55	IX	9	(1)			業務の内容	本事業における修繕業務の対象業務には、経常修繕、計画修繕（場合により大規模修繕）のすべてが含まれるという理解でよろしいでしょうか。貴市が実施を想定されている修繕業務があればお示しください。	本施設が正常に機能するために必要な設備更新、施設修繕等を実施してください。また、本施設が正常に機能するために不要と考えられる、軽微な修繕の実施を直ちに求めるものではありません。
157	業務要求水準書	55	IX	9	(1)			修繕業務業務の内容	6月1日に公表された業務要求水準書（案）では、「本施設の引渡しから事業期間終了までの間、本施設が正常に機能するために必要な設備更新、施設修繕等を規模の大小に関わらず実施すること」の記載がありましたが、「規模の大小に関わらず」が削除された理由をご教示ください。	入札説明書等の内容と直接の関係がないので、回答を差し控えさせていただきます。
158	業務要求水準書	55	IX	9	(1)			修繕業務業務の内容	「設備更新、施設修繕等」とは、どのような工事を想定されているかご教示ください。	本施設が正常に機能するために必要な設備更新、施設修繕を想定しています。また、本施設が正常に機能するために不要と考えられる、軽微な修繕の実施を直ちに求めるものではありません。
159	業務要求水準書	55	IX	9	(1)			業務の内容	維持管理・運営業務の15年において修繕を実施するが、15年という期間において技術革新や施工時に納入した設備機器等の画期的なシステム変更が可能となった場合は修繕更新内容・コスト面含めて貴市と協議の上、実施できるという理解でよろしいでしょうか？ （過去事例：東日本大震災前の照明器具→震災後LEDの普及※各メーカーも従来照明器具、電球、蛍光灯の廃止）	質問の「協議」と「実施」の対象が不明なため、回答を差し控えさせていただきます。なお、技術革新等により事業費の減額を目的とした要求水準の変更又は業務遂行方法の採用を行う場合の取扱いについては、事業契約書（案）第29条をご参照ください。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
160	業務要求水準書	55	IX	9	(3)	イ		修繕業務の実施 修繕の実施	「必要な緊急の修繕」のうち事業者の責に帰さないものは貴市の費用負担という理解でよろしいでしょうか。	「施設が正常に機能するために必要な緊急の修繕」として、例えば、空調設備が突如故障した際の修繕などを想定しています。本施設が正常に機能するために必要な設備更新、施設修繕等は事業者の費用負担により実施してください。
161	業務要求水準書	56	X	2	(2)			駐車場及び駐輪場の利用可能時間	「公用車は24時間入出庫可能とすること」とありますが、実施方針質疑回答のNo.314により、夜間の公用車の有人による入出庫管理は不要との理解でよろしいでしょうか。	管理の方法は警備員による管理に限らず、入札参加者の提案によるものとします。なお、夜間における公用車の入出庫管理は不要です。
162	業務要求水準書	57	X	2	(3)			業務の内容	本施設の利用者以外の者による利用が発覚した場合に、該当者より罰金を徴収することは可能でしょうか。また、この場合の罰金額の設定や徴収した罰金の取扱いについては定めはございますでしょうか。	駐車場の利用について、罰金を設定することはできません。なお、駐車場の有料化提案を行った場合に限り、本施設の利用者以外の者が利用した際の駐車場料金を設定することが可能です。
163	業務要求水準書	57	X	2	(3)			業務の内容	放置物、放置車両、放置自転車等を発見した場合、これらの処分については貴市業務という理解でよろしいでしょうか。	放置物等の処分に要する費用については本市が負担しますが、避難動線の確保等のため必要な当該放置物等の移動等は事業者が行ってください。
164	業務要求水準書	57	X	2	(3)			業務の内容	入出庫口にそれぞれ1名以上の人員を配置することとあるが、2号警備の配置は必要ないという理解でよろしいでしょうか。	入出庫口における歩行者の安全を確保できるよう必要な業務を行ってください。
165	業務要求水準書	57	X	2	(3)	ア		業務の内容	入出庫口に1名以上の人員を配置する旨書かれておりますが、監視カメラや案内装置等の機械設置により、人員を配置するのと同程度の性能が発揮できる場合は、無人での対応とすることは可能でしょうか。	人員の配置を前提としてください。
166	業務要求水準書	57	X	2	(3)	ウ		駐車場の運用に関する事項	有料提案をしなかった場合において、駐車券及び発券に伴う各種消耗品については、貴市負担という理解でよろしいでしょうか。	維持管理業務及び運営業務のために用意する消耗品は事業者の負担とします。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			
167	業務要求水準書	57	X	2	(3)	ウ	③	駐車場の運用に関する事項	「周辺道路の渋滞を招かないように適切に対応すること」とありますが、周辺道路の範囲を明確にお示してください。	周辺道路は、国道 230 号、市道南 2 条線、市道西 12 丁目線、市道南 3 条線の各交差点を指します。
168	業務要求水準書	58	X	2	(3)	オ		駐車場の有料化に関する事項	駐車場の有料化を提案する場合、営業時間は「(2) 駐車場及び駐輪場の利用可能時間」で定められている「本施設の開庁時間の前後 30 分ずつを加えた時間を基本とし、」に倣うこととし、営業時間の延長を提案することは許されない、との理解で宜しいでしょうか。	本市と協議の上、利用可能時間の前後を延長することは可能です。
169	業務要求水準書	58	X	2	(3)	オ		駐車場の有料化に関する事項	④に基づき行政財産の貸付の対象となる床には、「駐車スペースそのもの（150 台程度分）」も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
170	業務要求水準書	58	X	2	(3)	オ		駐車場の有料化に関する事項	床の貸付は有償とございますが、無償貸し付けに変更して頂けないでしょうか。	業務要求水準書に記載のとおりとします。
171	業務要求水準書	58	X	2	(3)	オ		駐車場の有料化に関する事項	有料提案を行った場合、機器の初期投資費用については、貴市でご負担いただけないでしょうか。	本市が負担する駐車場整備費は、無料化を前提としたもののみであり、有料化のために必要となる料金精算機等については事業者の責任と費用負担で整備ください。
172	業務要求水準書	58	X	2	(3)	オ		要求水準	③の市の認証行為により無料で駐車場利用可能とした場合、時間的制限は設けなくて良いのかご教示ください。	本施設の利用者に係る駐車場利用について、時間的な制限を設定する想定はございません。
173	業務要求水準書	58	X	3	(1)			業務の内容	現区役所における物販店及び自動販売機の売上の開示をお願いいたします。	本市は、売上を把握していません。
174	業務要求水準書	58	X	3	(1)			業務の内容	証明写真機等の設置も事業者側で提案可能でしょうか。	可能です。
175	業務要求水準書	58	X	3	(2)			民間事業者の創意工夫を發揮した魅力ある物販施設の運営	物販施設の看板等については、行政財産の貸付区画内であれば、看板料等を支払わずに掲示することが可能という理解でよろしいでしょうか。	貸付料を収めた行政財産の貸付面積の範囲内であれば、看板の設置は可能です。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
176	業務要求水準書	58	X	3	(2)			民間事業者の創意工夫を発揮した魅力ある物販施設の運営	物販施設の看板等については、行政財産の貸付区画外に設置する場合には、行政財産の貸付料の支払いは発生するのでしょうか。また、発生する場合、広告貸出規則等看板に関する各種内規等ございますでしょうか。	看板を設置する場合は、設置場所も行政財産の貸付床面積に含めるため、貸付料が発生します。なお、看板等設置に関連する札幌市の内規としては、「札幌市公有財産規則」や「札幌市庁舎管理規則」等があります。
177	業務要求水準書	59	X	3	(3)			物販施設運営業務及び自動販売機運営業務の基本事項	エ 什器備品の取扱いにおいて、什器備品等（内装を含む。）を「事業期間終了後には撤去すること」とありますが、撤去作業については、令和22年（2040年）4月1日以降に実施するとの理解でよろしいでしょうか。	事業期間終了時に什器備品等が撤去されるようにしてください。 業務要求水準書を修正します。
178	業務要求水準書	59	X	3	(3)			行政財産の貸付	納品のため、一時的に商品を仮置きするスペースにおいては、目的外使用料は発生しないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
179	業務要求水準書	59	X	3	(4)			物販施設運営業務の要求水準	①で「販売品目及び販売価格については、「別紙X-2 物販施設における販売品目」に示す販売品目を含めた上で、事業者の提案に委ねる」とありますが、別紙に「例示されている品目の販売は必須」とあるとの理解で宜しいでしょうか。（例えば例示されている「生花（仏花）」については、他の品目に比して仕入ルートが特殊であることから取り扱いが難しいこともあり、確認させて頂く主旨です。）	例示されている品目（仏花等）の販売は必須ではありません。 なお、生花については、常時店頭での販売までを求めるものではありませんが、本施設内の職員等からの注文に応じて販売できるよう、販売取扱品目としております。
180	業務要求水準書	60	X	3	(4)			物販施設運営業務の要求水準	②に「簡易的な飲食スペースの設置を認める」とありますが、他自治体における実施事例を踏まえ、当該面積は行政財産使用料の対象外として頂けないでしょうか。	提案内容を踏まえて協議により判断しますが、例えばコンビニにおけるイートインスペースのような、利用者が物販施設の利用者に限られるような飲食スペースとなる場合には行政財産使用料の対象となります。 提案審査書類提出前において詳細確認が必要でしたら個別対話を活用ください。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
181	業務要求水準書	60	X	3	(4)			物販施設運営業務の要求水準	②に「簡易的な飲食スペースの設置を認める」とありますが、店外のエントランスロビーや外構に物販店舗がテーブル・イスを設ける場合、当該部分は行政財産使用料の対象外と考えてよろしいでしょうか。	提案内容を踏まえて協議により判断しますが、例えばコンビニにおけるイートインスペースのような、利用者が物販施設の利用者に限られるような飲食スペースとなる場合には行政財産使用料の対象となります。提案審査書類提出前において詳細確認が必要でしたら個別対話を活用ください。
182	業務要求水準書	60	X	3	(5)			自動販売機運営業務の要求水準	貴市において「本施設の1層目と3層目にそれぞれ2台ずつ自動販売機を設置する予定」とありますが、事業者から提案する販売品目を選定する上での参考とするため、貴市設置の自動販売機にて販売を予定する品目について事前に開示して頂くことは可能でしょうか。	事前開示はできません。
183	業務要求水準書	60	X	3	(6)			物販施設運営業務及び自動販売機運営業務の変更	市が当該変更を合理的と認め承諾する場合がありますが、新型コロナウイルスの感染拡大等の想定できない環境変化の場合は、一時休止や撤退も含め変更が認められるとの理解でよろしいでしょうか。	具体の事象に応じて判断します。
184	業務要求水準書	60	X	3	(6)			物販施設運営業務及び自動販売機運営業務の変更	物販施設のテナントの変更が承諾された場合、テナント入替期間（空室及び内装工事期間）の行政財産貸付料は発生するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
185	業務要求水準書	60	X	3	(6)			物販施設運営業務及び自動販売機運営業務の変更	物販施設のテナントの変更が承諾された場合、違約金の発生はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
186	業務要求水準書	60	X	3	(6)			物販施設運営業務及び自動販売機運営業務の変更	社会情勢の変更等により物販施設の運営が困難となった場合は、業務の継続に関する協議に応じていただけないでしょうか。	具体の事象に応じて判断します。
187	業務要求水準書	61	X	4	(1)			電話交換業務の要求水準	電話交換業務は、原則として取り次ぎおよび館内放送のみで、クレーム処理は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	業務内容については、業務要求水準書に記載のとおりです。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
188	業務要求水準書	61	X	4	(1)			電話交換業務の要求水準	電話交換業務において、④中央区役所代表番号への対応は業務に含まれていますが、保健センター、区民センターへの入電への対応は業務外と考えてよろしいでしょうか。	中央区役所代表番号には、健康・子ども課（保健センター）も含めています。区民センターへの入電は対象外ですが、間違っ代表電話に区民センターあての入電があった場合は、転送してください。
189	業務要求水準書	61	X	4	(1)			電話交換業務の要求水準	「オペレーターの配置は3名を標準とする」とのことですが、曜日・時間ごとの入電の閑散時や館内放送を実施する時間等、状況に応じて事業者の提案により配置数を増減することも可能でしょうか。	常時3名の配置を基本としますが、要求水準を充足する限りにおいて、運用状況に応じて、本市との協議により、配置数を変更することは可能です。
190	業務要求水準書	61	X	4	(1)			電話交換業務の要求水準	別紙X-4にて既存庁舎における入電件数をお示しいただいておりますが、サービスレベルを維持するための指標（応答率90%以上等）はございますでしょうか。	要求水準上、指標は設定していません。
191	業務要求水準書	61	X	4	(1)			電話交換業務の要求水準	「業務遂行のため必要となる研修や教育訓練」について貴市で想定されている時間数がありましたらお示しください。	本市において想定している時間数はありません。
192	業務要求水準書	61	X	4	(1)			電話交換業務の要求水準	電話交換業務の要求水準②及び③において求められているオペレーターについては、一般来庁者へのサービスが開始される供用開始日（令和7年（2025年）2月25日）より配置すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	原則として、本施設の維持管理・運営業務開始日から供用開始日までの間についても、供用開始日以降と同様の業務実施体制で業務を実施するものとします。
193	業務要求水準書	61	X	4	(1)			電話交換業務の要求水準	「電話交換作業を行うオペレーターの配置は3名を標準とすること。」とありますが、要求水準書に記載の業務に対応することが可能であれば、必ずしも3名を配置する必要はないとの解釈でよろしいでしょうか。	常時3名の配置を基本としますが、要求水準を充足する限りにおいて、運用状況に応じて、本市との協議により、配置数を変更することは可能です。
194	業務要求水準書	61	X	4	(1)			電話交換業務の要求水準	「電話交換作業を行うオペレーターの配置は3名を標準とすること。」とございますが、現中央区役所の電話交換作業を行うオペレーターの配置人数についてご教授願います。	現区役所等の電話交換について、参考資料を提示します。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
195	業務要求水準書	61	X	4	(1)			電話交換業務の要求水準	「電話交換作業を行うオペレーターの配置は3名を標準とすること。」とございますが、「標準3名」という表現について、3名を目安にその必要性に応じて事業者で配置人員数を提案しても良いという理解でよろしいでしょうか。	常時3名の配置を基本としますが、要求水準を充足する限りにおいて、運用状況に応じて、本市との協議により、配置数を変更することは可能です。
196	業務要求水準書	61	X	4	(1)			電話交換業務の要求水準	電話オペレーター技能検定要綱による認定資格又は電話対応技能検定3級以上の資格を有する者を常時1名以上配置とあるが、休憩等による離席はお認め頂けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
197	業務要求水準書	61	X	4	(1)	⑦		電話交換業務の要求水準	館内放送は、電話交換室で行うことを想定されていますでしょうか。また、「内容は本市が別途指示する」と記載がありますが、どのような内容を別途指示する想定でしょうか。ご教示ください。	放送は電話交換室にて行うことを想定しています。 想定する内容は以下のとおりです。 ・来庁者呼び出し ・市からのお知らせ（疫病・感染症対策、食中毒警報、献血案内、安全週間 等） ・戦没者追悼 など
198	業務要求水準書	61	X	4				案内業務	「電話交換業務は、本施設の開庁日の8時00分から17時45分までにおいて行うこと」とございますが、本施設の開庁日とは、区役所等及び中央区民センターの開庁日であり、物販施設のみ運営されている日においては不要という理解でよろしいでしょうか。	電話交換業務は、区役所等の開庁日の8時00分から17時45分までにおいて行うものとします。 業務要求水準書を修正します。
199	業務要求水準書	62	X	4	(2)			総合案内業務及びフロアマネージャー業務に共通の要求水準	「事務室に簡易な薬品等の用意」とございますが、薬品代は貴市負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
200	業務要求水準書	62	X	4	(3)			総合案内業務の要求水準	「施設供用開始後の一定期間は、区役所等の開庁時間において、」と記載がありますが、ここでいう「区役所等」とは、中央区役所及び中央保健センターを示しているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目		
201	業務要求水準書	62	X	4	(3)		総合案内業務の要求水準	事業者内で実施する研修や教育訓練とは別に、貴市担当課より本業務に関する注意事項等のレクチャーをいただく時間はありますでしょうか。ある場合、どのくらいの時間を想定しているかご教示下さい。	レクチャーの設定は想定しておりませんが、契約締結後、業務内容に係る本市と事業者の打合せは必要と考えております。
202	業務要求水準書	62	X	4	(3)		総合案内業務の要求水準	総合案内業務の要求水準①において求められている人員については、一般来庁者へのサービスが開始される供用開始日（令和7年（2025年）2月25日）より配置すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	原則として、本施設の維持管理・運營業務開始日から供用開始日までの間についても、供用開始日以降と同様の業務実施体制で業務を実施するものとします。
203	業務要求水準書	62	X	4	(3)		総合案内業務の要求水準	①で「本市との協議により、来庁者の利便性を損なわない範囲において機械等で代替することも認める。」とありますが、事業者側の必要コスト算定において重要な部分であり、代替手段の考え方について、「貴市との協議により代替手段を開始できる時期の見込み」と「貴市が認める代替手段の要求水準」をもう少し詳細に規定して頂けないでしょうか。	代替可能な技術などの開発状況などにもよるものであり、具体的な期間は想定していません。提案においては、事業期間に亘り人員を配置するものとしてください。
204	業務要求水準書	62	X	4	(3)		総合案内の要求水準	①に施設供用開始後の一定期間、とありますが、一定期間としての目安はあるのでしょうか。	代替可能な技術などの開発状況などにもよるものであり、具体的な期間は想定していません。
205	業務要求水準書	62	X	4	(3)		総合案内業務の要求水準	「施設供用開始後の一定期間は、区役所等開庁時間において、常時（若干の小休憩は除く。）担当者1名以上を総合案内に配置することを基本とするが、～」とございますが、一定期間とは具体的にどのくらいの期間を想定されておりますでしょうか。	代替可能な技術などの開発状況などにもよるものであり、具体的な期間は想定していません。
206	業務要求水準書	62	X	4	(4)		フロアマネージャー業務の要求水準	「3層目に、常時担当者1名以上を～中略～配置すること。」とのことですが、事業者の提案により月や曜日、時間帯により配置人員を増減することも可能でしょうか。	フロアマネージャーの配置数を減じた提案は認めません。
207	業務要求水準書	62	X	4	(4)		フロアマネージャー業務の要求水準	事業者内で実施する研修や教育訓練とは別に、貴市担当課より本業務に関する注意事項等のレクチャーをいただく時間はありますでしょうか。ある場合、どのくらいの時間を想定しているかご教示下さい。	レクチャーの設定は想定しておりませんが、契約締結後、業務内容に係る本市と事業者の打合せは必要と考えております。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目		
208	業務要求水準書	62	X	4	(4)		フロアマネージャー業務の要求水準	フロアマネージャー業務の要求水準③において求められている人員については、一般来庁者へのサービスが開始される供用開始日（令和7年（2025年）2月25日）より配置すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	原則として、本施設の維持管理・運営業務開始日から供用開始日までの間についても、供用開始日以降と同様の業務実施体制で業務を実施するものとします。
209	業務要求水準書	62	X	4	(4)		フロアマネージャー業務の要求水準 ③	6月1日に公表された業務要求水準書（案）の要求水準で示した配置人員より人配置人員が減少した理由をご教示ください。	入札説明書等の内容と直接の関係がないので、回答を差し控えさせていただきます。
210	業務要求水準書	62	X	4	(4)		フロアマネージャー業務の要求水準	「3・4月の繁忙期」とは3月・4月はそれぞれ全ての開庁日に2名以上を配置することを指しているのかご教授頂いてもよろしいでしょうか。または、3月・4月の中でも、特定の期間が分かっているならば日数や時期をお示し頂いてもよろしいでしょうか。	3月・4月の全ての開庁時間において、2名以上を配置してください。
211	業務要求水準書	63	XI	2	(1)		総括代理人の配置	総括代理人を配置することとされておりますが、本施設への常駐は任意との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
212	業務要求水準書	63	XI	2	(1)		総括代理人の配置	総括代理人は施設整備期間と維持管理・運営期間で異なる企業から選任することは可能でしょうか。	施設整備期間中と維持管理運営期間中で総括代理人を変更することは可能です。
213	業務要求水準書	63	XI	2	(1)		総括代理人の配置	総括代理人は、個別業務の業務責任者との兼任は可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
214	業務要求水準書	63	XI	2	(1)		総括代理人の配置	総括代理人は本事業の全事業期間に亘って同じ企業が担う必要はないとの理解で宜しいでしょうか。例えば、業務フェーズ毎に、メインとなる業務に精通した企業から選出・配置するなどの提案を想定してお聞きしております。	施設整備期間中と維持管理運営期間中で総括代理人を変更することは可能です。
215	業務要求水準書	66	XI	4	(1)		業務の目的	導入を行う提案をした場合は、事業期間中に発生する導入費用及び運用維持費を事業者が負担することとありますが、「導入に係る検討を行う提案」をし、その検討の内容が採用された場合の費用は、市が負担することよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
216	業務要求水準書	66	XI	4	(1)			業務の目的	「当該提案においては、導入を行う提案と、導入に係る検討を行う提案との別を明確にすること」とありますが、「導入を行う提案」については、審査段階で導入が確定する提案についてのみ評価されるとの理解でよろしいでしょうか。評価と採否の関係性について、ご教示ください。	審査の方法については、落札者決定基準に記載のとおりです。
217	業務要求水準書	66	XI	4	(1)			業務の目的	「また、導入を行う提案をした場合には、事業期間中に発生する導入費用及び運営維持費用を事業者が負担することとする。」とありますが、これは入札価格に含めて提案することを妨げない、という趣旨であると理解して宜しいでしょうか。その場合、入札価格内訳書（様式5-1-2）においては、「③維持管理・運営期間中の統括管理費」に含めるとの理解で宜しいでしょうか。	導入を行う提案をした場合には、事業期間中に発生する導入費用及び運営維持費用を事業者が負担することとし、入札価格に含めて提案してください。 入札価格内訳書においては、費用の発生時期を踏まえて、A②、B③、又はC③に適宜記入してください。
218	業務要求水準書	66	XI	4	(1)			業務の目的	「また、導入を行う提案をした場合には、事業期間中に発生する導入費用及び運営維持費用を事業者が負担することとする。」とありますが、「導入に係る検討を行う提案」が実際に導入された場合の費用負担は、貴市にご負担頂けるとの理解で宜しいでしょうか。あるいは、採用されることを前提として入札価格に含めて提案する必要があるのでしょうか。	導入に係る検討を行う提案においては、事業者からの見直し及び改善の提案を参考とし、本市が本施設の新たな設備等を調達等します。
219	業務要求水準書	66	XI	4	(1)			業務の目的	市民サービス向上支援業務では、「利便性・快適性の向上」を目的とした提案を求めているものと解釈できますが、市民サービス向上として、例えば保健センターにおける検診メニューの充実や拡充等、利便性・快適性の向上と必ずしも結びつかない市民サービスの向上メニューを提案することは可能でしょうか。	「利便性・快適性の向上」を目的としたものをご提案ください。
220	業務要求水準書	66	XI	4	(1)			業務の目的	「市民サービス向上支援業務は、具体的設備や什器備品等を導入する提案を妨げるものではない」という記載があります。札幌市として期待されているのは、具体的設備や什器備品の導入、ではなく、導入に係る検討を行う提案と解釈してよろしいでしょうか。	入札参加者においてご判断ください。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
221	業務要求水準書	66	XI	4	(2)			業務の内容	表に掲げられた市が想定されている取組等は、全て要求水準として必ず実施しなければならないのでしょうか。	示しているものは例示であり、必ず実施しなければならないものではありません。 入札参加者のノウハウが活用された各種支援が提案されることを期待します。
222	業務要求水準書	66	XI	4	(2)			業務の内容	表に掲げられた市が想定されている取組等はあくまで例示であり、市民サービス向上支援業務の目的に合致する範囲において、例示にとらわれず事業者の自由な提案が可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
223	業務要求水準書	66	XI	4	(2)			業務の内容	施設整備段階の取組例に「効率的な執務室レイアウトへの改変」、「職員のOA環境の改善」が挙げられています。これらは本事業により新たに整備されるため施設整備業務とも考えられますが、現庁舎の状況からの改変、改善という考え方ででしょうか。	「効率的な執務室レイアウトへの改変」及び「職員のOA環境の改善」は市民サービス向上支援業務に含まれます。
224	業務要求水準書	66	XI	4	(2)			業務の内容	維持管理・運営期間中の業務は、時期や回数を限定した業務を提案することは可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
225	業務要求水準書	66	XI	4	(2)			市民サービス向上支援業務	業務内容の取組例を示していただいておりますが、提案にあたり、市民サービス向上に関して貴市が認識している課題や問題点、制約条件があれば、ご提示いただけませんかでしょうか。	提示の予定はありません。
226	業務要求水準書	66	XI	3	(9)			その他	業務従事者への支給賃金の状況報告、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類とありますが、本項における「業務従事者」の範囲は事業者が直接雇用するものに限られるとの理解でよろしいでしょうか。	業務従事者については、業務要求水準書VIII. 4.に記載のとおりです。
227	業務要求水準書 別紙	別紙 IV-1 1						必要諸室及び仕様 区役所等－中央区 役所	総務企画課に設置するカウンターのサイズ・数量等をご教示願います。	L=1.8m程度 3台とします。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			
228	業務要求水準書 別紙	別紙 IV-1 2						必要諸室及び仕様 区役所等－共用部	会議室③は3階から6階までの各階に1室設けることになっていますが、室数が3となっています。4の誤りでしょうか。	室数4を正とし、3～6層に設置します。 業務要求水準書別紙IV-1 必要諸室及び仕様を修正します。
229	業務要求水準書 別紙	別紙 IV-1 2						必要諸室及び仕様 区役所等－共用部	倉庫に設置する収納棚のサイズ・数量等をご教示願います。	入札参加者の提案によります。
230	業務要求水準書 別紙	別紙 IV-1 3						必要諸室及び仕様 中央区民センター －中央区民センタ ー	事務室②に設置するカウンターのサイズ・数量等をご教示願います。	L=3.0m程度 1箇所とします。
231	業務要求水準書 別紙	別紙 IV-1 3						必要諸室及び仕様 中央区民センター －中央区民センタ ー	格納式ステージの設置を求められておりますが、想定されるサイズ・仕様をご教示いただけませんかでしょうか。	現区民センターホールの仕様と同等と想定しています。 参考資料を示します。
232	業務要求水準書 別紙	別紙 IV-1 3						必要諸室及び仕様 中央区民センター －中央区民センタ ー	舞台装置の設置を求められておりますが、想定される仕様をご教示いただけませんかでしょうか。	現区民センターホールの仕様と同等と想定しています。 参考資料を示します。
233	業務要求水準書 別紙	別紙 IV-1 3						必要諸室及び仕様 中央区民センター －中央区民センタ ー	舞台装置の技術革新が進み陳腐化した場合、貴市の指示により性能の良いものに交換する場合は、貴市負担と理解してよろしいでしょうか。	本市の指示により舞台装置の交換を行い、事業費用に増額がある場合には、本市が当該費用を負担します。
234	業務要求水準書 別紙	別紙 IV-1 3						必要諸室及び仕様 中央区民センター －中央区民センタ ー	器具庫②には椅子400脚を収納することになっておりますが、椅子は折りたたみ式パイプ椅子の想定でしょうか。	スタッキングチェアを想定しています。
235	業務要求水準書 別紙	別紙 IV-1 3						必要諸室及び仕様 中央区民センター －共用部	ウォータークーラーの設置が求められております。ウォータークーラーメンテナンス費用は貴市負担と理解してよろしいでしょうか。	メンテナンス費用についても事業者において負担してください。
236	業務要求水準書 別紙	別紙 IV-1 3						必要諸室及び仕様 共用部	物品庫①に保管する物品はどのようなものを想定されているかご教示いただけないでしょうか。	選挙用品を想定しています。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目		
237	業務要求水準書 別紙	別紙 IV-1 3					必要諸室及び仕様 共用部	物品庫①は 200 m ² とされていますが、分割して設けることは可能でしょうか。	1 部屋の面積を 70 m ² 以上として分割することは可能です。
238	業務要求水準書 別紙	別紙 IV-1					必要諸室及び仕様 区分②：共用部	会議室③について、室数 3、設置階は 3～6 の各階に 1 室設けるとありますが、各階に 1 室設けると 4 室となります。室数と設置階について改めてお示しください。	室数 4 を正とし、3～6 層に設置します。業務要求水準書別紙 IV-1 必要諸室及び仕様を修正します。
239	業務要求水準書 別紙	別紙 IV-1					必要諸室及び仕様 区分②：中央区民センター	区民ホールに更衣室の記載がありませんが、利用者用として設置の必要ないでしょうか。	更衣室を設けてください。業務要求水準書別紙 IV-1 必要諸室及び仕様を修正いたします。
240	業務要求水準書 別紙	別紙 IV-1					必要諸室及び仕様 区役所等 共用部	会議室③の室数は「3」となっていますが、設置階が「3～6」と食い違っています。設置階は「3～5」と考えてよろしいでしょうか。	室数 4 を正とし、3～6 層に設置します。業務要求水準書別紙 IV-1 必要諸室及び仕様を修正します。
241	業務要求水準書 別紙	別紙 IV-1					必要諸室及び仕様 区役所等 共用部	印刷室の面積・階数が「適宜」と記載されていますが、使用目的、配置する機器・備品台数・寸法をご教示ください。	印刷物の作成を目的としています。想定している機器については以下のとおりです。 コピー機 2 台（1.4m×0.8m×1.3m程度） 物品庫 3 台（1.8m×0.6m×1.8m程度）
242	業務要求水準書 別紙	別紙 IV-1					必要諸室及び仕様 中央区民センター	表の記載形式から判断し、区民ホールの室面積には器具庫①、②を含むと考えてよろしいでしょうか。 上記質疑が宜しいとなった場合、避難所の収容人員は 235 人（470 m ² ÷2 m ² /人）と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。業務要求水準書別紙 IV-1 必要諸室及び仕様、別紙 IV-2 災害時における本施設利用者の想定を修正します。
243	業務要求水準書 別紙	別紙 IV-1					必要諸室及び仕様 中央区民センター	区民ホールは土足利用不可となっていますが、下足入れが必要と考えてよろしいでしょうか。必要な場合、下足入れの必要数をご教示ください。	下足入れは 200 足整備することとします。
244	業務要求水準書 別紙	別紙 IV-1					必要諸室及び仕様 中央区民センター	区民ホールの最大利用人数は椅子数から 400 名と推察されますが、400 名が利用する際も上足で使用すると考えてよろしいですか。その場合、脱いだ下足の取り扱いをご教示ください。	区民ホールは土足での利用は不可です。脱いだ下足については、下足入れ等を利用します。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
245	業務要求水準書 別紙	別紙 IV-1						必要諸室及び仕様 中央区民センター	区民ホールには格納式ステージ、舞台設備が必要とのことですが、格納式ステージの寸法、舞台設備の詳細仕様（種類・数量等）をご教示ください。 また記載の無い音響設備・AV設備等は不要と考えてよろしいでしょうか。	ステージ、舞台装置の仕様は現区民センターホールの仕様と同等と想定しています。 音響設備・AV機器は舞台装置に含みます。
246	業務要求水準書 別紙	別紙 IV-1						必要諸室及び仕様 中央区民センター 共用部	2階設置予定の倉庫は、区役所等 共用部に記載の倉庫とは別に必要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
247	業務要求水準書 別紙	別紙 IV-1						中央区民センター 共用部	共用部にホワイエ（240㎡程度）について記載がありますが、ホワイエの利用目的、利用頻度や利用者数等の見込みがあれば、ご教示下さい。	ホワイエの記載は誤記のため削除します。 業務要求水準書別紙IV-1 必要諸室及び仕様を修正します。 また、ウォータークーラーについては、業務要求水準書IV. 2. (4)に記載します。
248	業務要求水準書 別紙	別紙 IV-1 1/3						必要諸室及び仕様 待合スペース	各課の待合スペースは室面積に含めないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
249	業務要求水準書 別紙	別紙 IV-1 3/3						必要諸室及び仕様 中央区民センター 区民ホール	格納ステージ、舞台装置が本事業で設置とありますが、各設備機器の仕様をご指示ください。	現区民センターと同等以上の仕様とします。 現施設の仕様は参考資料として示します。
250	業務要求水準書 別紙	別紙 IV-1 3/3						必要諸室及び仕様 器具庫①②	器具庫①②の面積はホールの面積である540㎡に含めないと考えて宜しいでしょうか。	器具庫①②の面積はホールの面積に含むものとしてください。
251	業務要求水準書 別紙	別紙 IV-1 3/3						必要諸室及び仕様 貸室①②	「貸室①②は可動間仕切り壁により一体的に利用できるようにする」との記載が貸室②③の欄にありますが、貸室①②のことを指していると考えて宜しいですか。	貸室②③は可動間仕切り壁により一体的に利用できるようにしてください。 業務要求水準書別紙IV-1 必要諸室及び仕様を修正します。
252	業務要求水準書 別紙	別紙 IV-1 3/3						必要諸室及び仕様 物品庫①	収納内容を教えてください。大きなサイズのものがあればサイズを教えてください。	選挙用品（0.4m×1.8m程度の看板など）を想定しています。
253	業務要求水準書 別紙	別紙 III-1-						図番 A/1 「解体工事 特記仕様書 1」	面積及び備品等について指定がある場合はご教示いただけますでしょうか。	監督職員の事務所は設置しません。 業務要求水準書 別紙III-1-1 既存庁舎等の解体撤去工事図面を修正します。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
		1 A/1						2章仮設工事_08 監督職員事務所		
254	業務要求水準書 別紙	別紙Ⅲ-1-1 A/4						図番 A/4 「附近見取図・配置図」 ロードヒーティング機械室	解体工事見積に当たり、左記の図面データ提供を御願ひできますでしょうか。	業務要求水準書別紙Ⅲ-1-1 既存庁舎等の解体撤去工事図面図番 A/75 「附属棟詳細図-1」をご参照下さい。
255	業務要求水準書 別紙	別紙Ⅲ-1-1 A-92						図番 A-92 「解体後整地図」	パネルゲート3か所を工事完了後撤去しガードフェンスへ盛替えとありますが、継続して施設整備を行う場合は、パネルゲートはそのまま使用することは可能ですか。	可能です。
256	業務要求水準書 別紙	別紙 X-2			(5)			文房具及び生花	仏花の記載がありますが、本施設内での需要があるということでしょうか本施設外の需要はないと思われますので、その場合は除外して下さい。	生花については、常時店頭での販売までを求めるものではありませんが、本施設内の職員等からの注文に応じて販売できるよう、販売取扱品目としております。
257	業務要求水準書 別紙	別紙 IX-1			(3)			注意事項	湯呑茶碗洗浄は本施設内に限らず、外部の施設で行ってもよろしいでしょうか。	湯呑茶碗洗浄を本施設外にて行うことも可とします。
258	業務要求水準書 別紙	別紙 IX-1			(3)			注意事項	②に「水洗いし、熱湯で消毒する」とありますが、消毒に十分な温度を備えたお湯で消毒するとの意で、十分な温度であれば、通常の蛇口による給湯でも良いのでしょうか。それとも湯沸かし器や給湯器、温水器等を設置する必要があるのでしょうか。	消毒に十分な温度であれば、設備は問いません。
259	業務要求水準書 別紙	別紙 IX-1			(3)			注意事項	所定の制服とは、維持管理事業者が自ら用意する制服を指すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
260	業務要求水準書 別紙	別紙 IX-1			(3)			注意事項	湯呑茶碗の洗浄にあたっては、食洗器の利用も可能と考えてよろしいでしょうか。	消毒等が適切になされていることを前提として、可能です。
261	業務要求水準書 別紙	別紙 IX-1			(3)			注意事項 湯呑茶碗洗浄要領	①に「作業に従事する者は、所定の制服を着用し」とありますが、所定の制服とは貴市の指定の制服であり、事業者側で購入する必要があるとの理解で宜しいでしょうか。	事業者が自ら用意する制服を指します。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
262	業務要求水準書 別紙	別紙 IX-1			(3)			注意事項 湯呑茶碗洗浄要領	「各事務室等の茶碗等を回収」とのことですが洗浄対象の茶碗等は各階の給湯室等にまとめて置かれているのではなく、会議室や事務室などに使用後放置されているものを一旦回収する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	洗浄対象の茶碗等は課執務室毎にまとめて置かれたものを回収していただく想定です。
263	業務要求水準書 別紙	別紙 IX-1			(3)			注意事項 湯呑茶碗洗浄要領	所定の制服を着用とのことですが、事業者が定める制服を着用すればよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
264	業務要求水準書 別紙	別紙 IX-1			(3)			注意事項 湯呑茶碗洗浄要領	「適正洗剤で洗浄し、水洗いし、熱湯で消毒する」とのことですが、必ずしも手洗いに限定するものではなく、食洗器等を使用することも可能でしょうか。	消毒等が適切になされていることを前提として、可能です。
265	業務要求水準書 別紙	別紙 IX-1			(1)			湯呑茶碗洗浄要領	貴市が事務室毎にまとめた茶碗を、事業者が回収するという理解でよろしいでしょうか。	洗浄対象の茶碗等は課執務室毎にまとめて置かれたものを回収していただく想定です。
266	業務要求水準書 別紙	別紙 IX-1			(1)			作業内容 湯呑茶碗洗浄要領	「原則として午後5時15分以降に作業を開始し、～（中略）～翌日午前8時30分までに所定の場所に収納する。」とのことですが、使用済みの湯呑茶碗を午後5時15分までの間に適宜洗浄するなど作業開始時間を前倒しすることはできないのでしょうか。	前倒しはできません。
267	業務要求水準書 別紙	別紙 IX-1			(1)			作業内容 湯呑茶碗洗浄要領	洗浄対象の湯呑茶碗は、本施設内での会議時などで使用されたものでしょうか。	会議時などで使用されたもののほか、各課職員が執務室内で使用したものも含まれます。
268	業務要求水準書 別紙	別紙 IX-1			(1)			作業内容 湯呑茶碗洗浄要領	「翌日午前8時30分までに所定の場所に収納する。」とのことですが、所定の場所とは具体的にどちらを指すのでしょうか。	各課執務室毎に指定する場所とします。
269	業務要求水準書 別紙	別紙 IX-1			(1)			作業内容 湯呑茶碗洗浄要領	作業場所は各階の給湯室という理解でよろしいでしょうか。また、事業者の提案により他施設で洗浄を行う等することも可能でしょうか。	湯呑茶碗洗浄を本施設外にて行うことも可とします。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
270	業務要求水準書 別紙	別紙 IX-1						湯呑茶碗洗浄要領	「休日等を除く毎日、原則として午後5時15分以降に作業を開始し、洗浄後の湯呑茶碗等は、翌日午前8時30分までに所定の場所に収納する。」と記載されています。また、「①対象数量：270程度（個/日）」と記載されています。現状、本業務に従事しているスタッフについて以下ご教示頂いてもよろしいでしょうか。 ①1日当りの人数。②1日1人当りの配置時間帯・時間数。③何時に作業終了しているのか。④毎日270程度最低発生しているのか。それとも平均か。	現施設では、各階1名配置し、18時から2時間程度の作業を行っています。個数は業務要求水準書別紙IX-1湯呑茶碗洗浄要領に記載の対象数量270程度（個/日）は、推測値であり、日によって変動します。
271	業務要求水準書 別紙	別紙 II-4						ボーリング柱状図	地盤調査報告書のデータ提供を御願ひできますでしょうか。	業務要求水準書 別紙II-4地盤状況に追加します。
272	業務要求水準書 別紙	別紙 IV-1						必要諸室及び仕様	設置階の指定がある諸室について指定以外の階に設置することは認められますか。	お示ししたものが要求水準です。要求水準の趣旨を逸脱しない範囲での変更をお考えでしたら、個別対話をご活用ください。
273	業務要求水準書 別紙	別紙 IV-1						必要諸室及び仕様	中央区民センター貸室①②は一体的に利用できるとするとありますが、貸室②③の間違いということによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 業務要求水準書別紙IV-1必要諸室及び仕様を修正します。
274	業務要求水準書 別紙	別紙 IV-1						必要諸室及び仕様	区民ホールでの想定される演目をご教示ください。 また、プロのミュージシャンによるライブやコンサートなどは想定されますか。	区民ホールの利用形態については、業務要求水準書別紙IV-5区民センター貸室利用形態を参照して下さい。 なお、プロのミュージシャンによるライブやコンサートは想定していません。
275	業務要求水準書 別紙	別紙 IV-1						必要諸室及び仕様（共通）	各執務室の電気容量は建築設備計画基準（平成30年版）の第1章第7節「受変電設備」表7-8に記載の0A機器用コンセント35VA/m ² としてよろしいでしょうか。	建築設備計画基準および建築設備設計基準を基準とすることとします。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
276	業務要求水準書 別紙	別紙 IV-1						必要諸室及び仕様（共通）	項目「災害時の機能の維持」について、照明、コンセント、空調等への電源供給範囲は通常時と同様、全ての照明、コンセント、空調設備との理解でよろしいでしょうか。もしくは、第10章第2節「内燃力発電装置の出力算定」に記載の表2-1「発電機回路とする負荷（一般的な事務庁舎）」の甲類記載内容との理解でよろしいでしょうか。	第10章第2節「内燃力発電装置の出力算定」に記載の表2-1「発電機回路とする負荷（一般的な事務庁舎）」の甲類記載内容とし、区災対本部、市災対本部バックアップ機能、応急救護センター、避難所（事務室②含む）は活動拠点室とします。その他の各課執務室は活動支援室とします。それ以外の諸室は一般諸室とします。
277	業務要求水準書 別紙	別紙 IV-1						必要諸室及び仕様設置階	実施方針等に関する質問・意見に対する回答393では「諸室の設置階の変更は認めません」とありますが、業務要求水準書P23 IV 2 (1)①に「諸室の面積、諸室の仕様及び必要な設備については「別紙IV-1 必要諸施設及び仕様」を参考としつつ、使用目的や機能に応じた最適な計画とすること。」とあり、設置階を変更する提案を行うことは可能とも読めます。設置階の変更は、認められないとの理解でよろしいでしょうか。	お示ししたものが要求水準です。要求水準の趣旨を逸脱しない範囲での変更をお考えでしたら、個別対話をご活用ください。
278	業務要求水準書 別紙	別紙 IV-1						必要諸室及び仕様	設置階の記載がございましたが、事業者の提案として、より良い諸室配置を検討する中で設置階の変更を行うことは可能でしょうか。	お示ししたものが要求水準です。要求水準の趣旨を逸脱しない範囲での変更をお考えでしたら、個別対話をご活用ください。
279	業務要求水準書 参考1	別紙 00-005						枠組本足場（手すり先行方式）	解体工事及び新築工事における外部足場は手すり先行方式と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
280	落札者決定基準	5		1	(2)			審査の手順のイメージ図	提案審査書類の基礎審査に関し、様式第5-2-4号にて審査を行うものと推察しますが、民間の提案が確認事項に対し相違しているものの、確認事項と同等もしくはそれ以上の性能であると思われる内容であったとしても失格の扱いとされるのでしょうか。	「確認事項に対し相違しているものの、確認事項と同等もしくはそれ以上の性能であると思われる」ものについて具体の想定がある場合には、個別対話をご活用ください。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
281	落札者決定基準	7	第3条	1	(1)			事業計画	<p>④地域への貢献 「地域への貢献」について、様式第A-4-2号 ※3を参照し、SPCから発注を受ける企業もしくは共同企業体が一次下請であると理解しています。仮に、施設整備業務について、一次下請として地元企業との共同企業体を結成する場合、SPCからの発注金額のうち地元企業のJV構成比率分を地域貢献発注金額として計上するという理解でよろしいでしょうか。</p>	「施設整備業務について、一次下請として地元企業との共同企業体を結成する場合」の様式第A-4-2号の記載方法は、ご理解のとおりです。
282	落札者決定基準	7	第3条	1	(1)			事業計画	<p>⑤市民サービスの向上 市民サービス向上支援業務の提案において、具体の設備や什器備品等を導入する提案と導入に係る検討を行う提案の評価は、共に同内容の提案の場合は「導入する提案」の方が高評価が得られるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	審査の方法については、落札者決定基準に記載のとおりです。
283	落札者決定基準	7	第3条	1	(1)			事業計画	<p>⑤市民サービスの向上 市民サービス向上支援業務の提案において、具体の設備や什器備品等を導入する提案と導入に係る検討を行う提案が可能と理解しています。仮に全く同内容の提案について、ある提案者は「導入する提案」、ある提案者は「導入に係る検討を行う提案」をした場合、入札価格に差が付き「導入する提案」をした提案者が不利になると考えられます。 については、市民サービス向上支援業務の提案は、「導入に係る検討を行う提案」に統一していただきたい。</p>	導入する提案と、導入に係る検討を行う提案の両方を提案可能とします。
284	落札者決定基準	7	第3条	1	(1)			事業計画	<p>⑤市民サービスの向上 市民サービス向上支援業務の提案において、具体の設備や什器備品等の「導入に係る検討を行う提案」を行った場合、当該提案を実施する費用は貴市の負担となりますが、入札価格に当該実施費用を加算した金額が予定価格を超えても失格とはならないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
285	落札者決定基準	7	第3条	1	(1)			⑤市民サービスの向上	市民サービス向上支援業務について、業務要求水準書 p. 66 では「設備や什器備品等を導入する提案」をした場合は、事業者負担とされておりますが、その負担についての評価を入札価格審査とは別に行うのか否かご教示ください。	審査の方法については、落札者決定基準に記載のとおりです。
286	落札者決定基準	8		1	(2)			施設計画	②外観・配置計画の審査の視点の中で「本施設のコンセプト」という記述がありますが、このコンセプトは市の掲げる4つのコンセプト（ア. 誰にもやさしい庁舎、イ. 長く愛着を持てる庁舎、ウ. 災害に強い庁舎、エ. 環境・景観に配慮した庁舎）と考えてよろしいでしょうか。	業務要求水準書 I. 2. (3) に記載の本施設のコンセプトを指します。
287	落札者決定基準	11	3	1	(4)			運営計画（③案内業務）	ここでいう「窓口案内システム」とは、要求水準書に記載の「(9) 情報表示設備 番号発券機やボイスコール設備(p. 28)」を指しているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
288	落札者決定基準	11						駐車場有料化提案の評価	駐車場有料化・無料そのもので加点されることはなく、あくまでも「審査の視点」に記載の評価軸において評価されるという理解でよろしいでしょうか。	審査の方法については、落札者決定基準に記載のとおりです。
289	落札者決定基準	12		2				提案審査書類の審査項目ごとの得点化方法	「それぞれの審査項目について次に示す5段階評価」により採点するとあります。ここでいうそれぞれの審査項目とは、例えば事業計画であれば、①本事業の取り組み方針から⑤市民サービスの向上まで5項目あり、その5項目それぞれがA～Eの5段階で評価されると理解してよろしいでしょうか。	それぞれの審査項目ごとに5段階評価により採点します。
290	基本協定書（案）	2	第3条	第1項	第二号			事業者の設立及び維持等	本店所在地は札幌市内とするとありますが、本施設の完成後に本施設を所在地とすることは可能でしょうか。	可能です。
291	基本協定書（案）	3	第5条	第3項				事業契約の締結	本項に記載の独占禁止法等の違反は、本入札に係る当該違反があった場合との認識とよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
292	基本協定書 (案)	3	第 5 条	第 3 項				事業契約の締結	事業契約書（案）第 89 条七～九にも同様の内容の記載がありますが、基本協定書（案）は事業契約締結前まで、事業契約書（案）は事業契約締結以降で違約金を二重で支払うことはないとの認識でよろしいでしょうか。	基本協定書の有効期間は基本協定書の締結の日から事業期間の終了日までとしますが、違約金を二重で課すことは想定しておりません。基本協定書（案）を修正します。
293	基本協定書 (案)	3	第 5 条	第 3 ～ 4 項				事業契約の締結	第 5 条第 3 項～第 4 項の各号にあげる行為は、本案件の入札に係るものと理解しますがよろしいでしょうか？	第 3 項についてはご理解のとおりです。第 4 項については本入札に係るものに限定されません。
294	基本協定書 (案)	3	第 5 条	第 3 項	第 一 号			事業契約の締結	本号における、独占禁止法第 49 条に規定される排除措置命令の確定とは、本事業に係る違反行為によるものに限定されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
295	基本協定書 (案)	3	第 5 条	第 3 項	第 二 号			事業契約の締結	本号における、刑の確定とは、本事業に係る違法行為によるものに限定されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
296	基本協定書 (案)	3	第 5 条	第 3 項	第 三 号			事業契約の締結	本号における、違法な行為とは、本事業に係るものに限定されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
297	基本協定書 (案)	3	第 5 条	第 3 項				事業契約の締結	市が事業契約を締結しないとされる第 5 条第 3 項の各号の事由は、いずれも、本事業に関して生じた事由との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
298	基本協定書 (案)	3	第 5 条	第 3 項				事業契約の締結	本項が適用されるのは、「本事業に関して」第一号から第三号に定める事由が生じたときに限られると理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
299	基本協定書 (案)	4	第 5 条	第 4 項	第 三 号			事業契約の締結	末尾部分が「利用するなどしたと認められとき」となっており、「利用するなどしたと認められるとき」の誤植と思われるので、修正をお願いいたします。	ご指摘のとおりです。基本協定書（案）を修正します。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
300	基本協定書 (案)	5	第 9 条					株式の譲渡に関する協力	当該第三者と合意した条件により譲渡とありますが、ここでいう合意の主体は株式所有者と当該第三者との合意との理解でよろしいでしょうか。	前段の「当該第三者と合意した条件により譲渡」は、代表企業及び構成企業と第三者との合意、後段の「当該第三者と合意した条件により譲渡」は、代表企業及び構成企業以外の出資者と第三者との合意です。
301	基本協定書 (案)	5	第 11 条	第 1 項				談合等不正行為があった場合の措置	本条項にグループ構成企業は連帯してとありますが、帰責企業が当該違約金を負担する建付けに変更いただけないでしょうか	原文のとおりとします。
302	基本協定書 (案)	5	第 11 条	第 1 項				談合等不正行為があった場合の措置	違約金が落札価格（税込）の100分の20と他案件と比較し高い設定となっておりますので、施設整備費（税込）の100分の10に変更いただけないでしょうか	原文のとおりとします。なお、基本協定書（案）第11条の有効期間は事業契約締結の日までに変更します。
303	基本協定書 (案)	5	第 11 条	第 1 項				談合等不正行為があった場合の措置	「第5条第3項第一号から第三号の・・・落札価格の100分の20に相当する違約金」とありますが、事業期間中の違約金リスクが過大すぎます。見直しをお願いできないでしょうか？	原文のとおりとします。なお、基本協定書（案）第11条の有効期間は事業契約締結の日までに変更します。
304	基本協定書 (案)	5	第 11 条	第 1 項				談合等不正行為があった場合の措置	事業契約の締結の有無又は解除の有無にかかわらず、違約金を支払うとありますが、事業契約締結後の契約解除時は事業契約第93条第2項及び第96条第2項において違約金が課せられます。違約金が二重に課せられる可能性があり過大と思慮します。ついては、本項においては、事業契約締結に至らない場合に限定していただきたい。	違約金を二重で課すことは想定しておりません。基本協定書（案）を修正します。
305	基本協定書 (案)	5	第 11 条	第 1 項				談合等不正行為があった場合の措置	グループ構成企業のいずれかの違反等について事業期間にわたり違約金発生リスクを負うことになり、コンソーシアム組成に慎重にならざるを得ません。ついては、本項においては事業契約締結までの規定とし、事業契約締結後は事業者のみの違反に限定（事業契約にて規定）していただく、または、本項の適用にあたっては「本事業に関し、第5条第3項第一号から第三号のいずれかの事由が生じた場合」としていただきたい。	原文のとおりとします。なお、基本協定書（案）第5条第3項第一号から第三号が適用されるのは、本入札に関する事由のみです。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
306	基本協定書 (案)	5	第 11 条	第 1 項				談合等不正行為があつた場合の措置	本条における事由については、事業契約締結日までに発生したものであり、且つ、本案件に起因するものであるとの理解でよろしいでしょうか？	違約金が発生する要因は、本事業に関するもののみと限定します。なお、基本協定書（案）第11条の有効期間は事業契約締結の日までに変更します。
307	基本協定書 (案)	5	第 11 条	第 1 項				談合等不正行為があつた場合の措置	第11条に規定されている「第5条第3項第一号から第三号のいずれかの事由」とは、本事業に関して生じた事由との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
308	基本協定書 (案)	5	第 12 条	第 1 項				反社会的行為があつた場合の措置	本条項にグループ構成企業は連帯してとありますが、帰責企業が当該違約金を負担する建付けに変更いただけないでしょうか	原文のとおりとします。
309	基本協定書 (案)	5	第 12 条	第 1 項				反社会的行為があつた場合の措置	違約金が落札価格（税込）の100分の10と他案件と比較し高い設定となっておりますので、施設整備費（税込）の100分の10に変更いただけないでしょうか	原文のとおりとします。なお、基本協定書（案）第12条の有効期間は事業契約締結の日までに変更します。
310	基本協定書 (案)	5	第 12 条	第 1 項				反社会的行為があつた場合の措置	「第5条第4項第一号から第5号の・・・落札価格の100分の10に相当する違約金」とありますが、事業期間中の違約金リスクが過大すぎます。見直しをお願いできないでしょうか？	原文のとおりとします。なお、基本協定書（案）第12条の有効期間は事業契約締結の日までに変更します。
311	基本協定書 (案)	5	第 12 条	第 1 項				反社会的行為があつた場合の措置	事業契約の締結の有無又は解除の有無にかかわらず、違約金を支払うとありますが、事業契約締結に至らない場合に限定していただきたい。	原文のとおりとします。
312	基本協定書 (案)	5	第 12 条	第 1 項				反社会的行為があつた場合の措置	グループ構成企業のいずれかの違反等について事業期間にわたり違約金発生リスクを負うことになり、コンソーシアム組成に慎重にならざるを得ません。ついては、本項においては事業契約締結までの規定とし、事業契約締結後は事業者のみの違反に限定（事業契約にて規定）していただきたい。	基本協定書（案）第12条の有効期間は事業契約締結の日までに変更します。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
313	基本協定書 (案)	5	第 12 条	第 1 項				反社会的行為があ った場合の措置	「・・・市の請求に基づき、事業契約における 落札価格（事業契約締結後は契約金 額・・・）」との記載がありますが、「・・・ 市の請求に基づき、落札価格（事業契約締結後 は事業契約における契約金額・・・）」の誤り でしょうか。	ご指摘のとおりです。基本協定書（案）を修 正します。
314	基本協定書 (案)	5	第 12 条	第 2 項				談合等不正行為があ った場合の措置	貴市に生じた損害とは、本協定書第5条第3項 一～三の事由が生じたことに伴い、貴市が被っ た通常損害との認識でよろしいでしょうか。	基本協定書（案）第11項第2項に関するご質 問であれば、第5条第3項第一号から第三号 に該当する事由に関して、通常生ずべき損害 の他、特別の事情によって生じた損害であつ ても、当事者がその事情を予見すべきであつ たときは本条で定める損害に含まれます。
315	基本協定書 (案)	5	第 12 条	第 2 項				反社会的行為があ った場合の措置	貴市に生じた損害とは、本協定書第5条第4項 一～五の事由が生じたことに伴い、貴市が被っ た通常損害との認識でよろしいでしょうか。	通常生ずべき損害の他、特別の事情によって 生じた損害であっても、当事者がその事情を 予見すべきであったときは本条で定める損害 に含まれます。
316	基本協定書 (案)	6	第 15 条	第 1 項				協定の有効期限	有効期限は事業契約締結までとしていただけ ないでしょうか。	原文のとおり原則として事業期間の終了日ま でとします。ただし、基本協定書（案）第11 条及び第12条の有効期間を事業契約締結の日 までに変更します。
317	基本協定書 (案)	6	第 15 条	第 1 項				協定の有効期間	「本協定書の有効期間は、・・・事業期間の終 了日までとする。」とありますが、事業契約締 結日までとしていただけないでしょうか？	原文のとおり原則として事業期間の終了日ま でとします。ただし、基本協定書（案）第11 条及び第12条の有効期間を事業契約締結の日 までに変更します。
318	基本協定書 (案)	13	別 紙 3					各業務の委託又は 請負企業一覧	⑦SPC 運営管理等業務のうち市民サービス向上 支援業務については、将来のニーズの有無また は変化に応じて委託先を選定する予定のため、 基本協定書締結時点では特定出来ません。つ いては、プロジェクトマネジメント業務及び経 営管理業務の受託者のみ記載することでよろ しいでしょうか。	市民サービス向上支援業務を担う事業者が決 まっていない場合は、基本協定書締結時点で 別紙の企業名に記載する必要はありません。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目		
319	事業契約書 (案)	1	第4条	第1項			規定の適用関係	入札説明書等に関する質問回答や官民対話の実施結果等は、「入札説明書等」に含まれると理解しています。事業契約締結時には、質問回答や官民対話実施結果等の内容を踏まえた修正がなされる、または同内容を確認する書面を事業契約書の一部として締結するとの理解でよろしいでしょうか。	修正又は内容確認を目的とした別書面の締結が必要と合理的に認められる事項についてはご理解のとおりです。
320	事業契約書 (案)	1	第4条	第1項			規定の適用関係	本項において、関係書類の適用優先順位を「事業契約書、入札説明書等、企画提案書」の順とするとありますが、基本協定書は入札説明書等に含まれるという理解でよろしいでしょうか。また、この場合、入札説明書より事業契約書が優先されるという理解でよろしいでしょうか。	事業契約書と基本協定書では当事者が異なるため、適用順位の優劣が問題になることは想定していません。
321	事業契約書 (案)	1	第4条	第1項			規定の適用関係	第4条3にて「企画提案書に記載された提案内容が要求水準を上回るときに限り、企画提案書が優先して適用される」とございますが、事業契約締結後、協議の結果、提案書に記載の内容に変更があった場合には、変更後の内容が優先して適用されるという理解でよろしいでしょうか。	本市との協議に基づき承諾を得た変更についてはご理解のとおりです。
322	事業契約書 (案)	3	第9条	第1項	第五号		履行保証保険	履行保証保険契約を締結する場合、履行保証保険の保険金額については、第57条に定める貴市の解体撤去業務に関する完成確認通知書の交付を受けた時点で、解体撤去業務費に相当する金額の10分の1を減額することをお認めいただけないでしょうか。すなわち、通知書を受領した後の履行保証保険の保険金額は、施設整備費に相当する金額の10分の1となります。	減額は認められません。
323	事業契約書 (案)	3	第9条	第2項			契約の保証	保証金額又は保険金額は「解体撤去・施設整備費に相当する金額の10分の1以上」とありますが、解体撤去・施設整備費は、別紙4「事業費の算定及び支払方法」1. 事業費の構成に記載のA、B-1及びB-2と同義で消費税も含むものとの理解でよろしいでしょうか。	解体撤去・施設整備費は、事業契約書(案)別紙4 1. 事業費の構成のうち、A①、B-1①、B-1②、B-2①、B-2②及びB-2③並びにこれらにかかる消費税等を含むものとします。施設整備期間中にかかるSPC運営管理等費については含みません。
324	事業契約書 (案)	4	第9条	第6項			契約の保証	解体撤去・施設整備費に相当する金額には消費税等は含まれますでしょうか	消費税及び地方消費税を含みます。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
325	事業契約書 (案)	6	第 15 条	第 1 項				選定企業の使用等	SPC 運営管理等業務のうち市民サービス向上支援業務については、将来のニーズの有無または変化に応じて委託先を選定する予定のため、事業契約書締結時点では特定出来ません。ついては、プロジェクトマネジメント業務及び経営管理業務の受託者のみ記載することによろしいでしょうか。	市民サービス向上支援業務を担う事業者が決まっていない場合は、基本協定書締結時点で別紙の企業名に記載する必要はありません。
326	事業契約書 (案)	6	第 15 条	第 1 項				選定企業の使用等	市民サービス向上支援業務を担う事業者については、協力企業と同じ扱いになるのでしょうか。	市民サービス向上支援業務を実施する者は、協力企業とは定義されません。
327	事業契約書 (案)	7	第 15 条	第 4 項				選定企業の使用等	「当該業務の委任又は請負に係る契約の締結前に、当該契約書案を市に対して提出し」とありますが、契約締結の何日前に貴市に提出すればよろしいでしょうか。	特段の指定はございませんが、契約の締結前に市の承認が必要になりますので、市の承諾手続きを見据え、合理的な日数を設定ください。
328	事業契約書 (案)	8	第 17 条	第 1 項				各業務における第三者の使用等	第三者に委任又は請け負わせる場合に、契約締結7日前までに貴市に対し必要事項の書面通知や契約内容の提示が求められております。しかし、施設整備業務（特に建設業務）においては、第三者との委任又は請負契約が膨大かつ多岐にわたることが想定されます。従って事後通知を可能とする等、当該条文の緩和をご検討いただけませんかでしょうか。	原文のとおりとします。
329	事業契約書 (案)	10	第 23 条	第 1 項				租税公課の負担	本事業の事業主体は貴市のため、SPC に事業所税は課税されない認識でよろしいでしょうか。	個別の判断が必要となりますので、現時点での回答は致しかねます。なお、事業所税の詳細につきましては札幌市中央市税事務所諸税課（011-211-3073）へお問い合わせください。
330	事業契約書 (案)	11	第 25 条	第 3 項				保険の付保等	保険証券の発行には、保険契約締結後1~2か月程度を要します。よって、これに代わる直ちに提出するものとして「付保証明書」を認めていただけないでしょうか。	付保証明書の提出を認めるものとします。
331	事業契約書 (案)	11	第 26 条					関連業務等の調整	貴市が個別発注する工事との調整により本事業の工期に遅れが生じた場合のコスト増は貴市にご負担頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	本市の責めに帰すべき事由により工期に遅れが生じた場合の合理的な増加費用については本市が負担します。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
332	事業契約書 (案)	11						物価等の変動に基づく本件工事費の改定	単品スライド、インフレスライドについては、工事請負契約書に倣い1%以上の変動額は貴市にて負担頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	受注者の負担割合は、単品スライドについては「工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（暫定版）」の、インフレスライドについては「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）（営繕工事版）」の定めに従います。
333	事業契約書 (案)	11	第28条	第3項				物価等の変動に基づく本件工事費の改定	ただし書き以下について、14日以内に協議が調わない場合、市は、「変動前残工事代金額」及び「変動後残工事代金額」を定めるに当たって、事業者の申し入れ内容や、物価変動等に基づき、合理的な金額を決定するものと理解してよろしいでしょうか？	物価指数等に基づき、市が変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額を定め、事業者に通知するものとします。
334	事業契約書 (案)	12	第28条	第4項				物価等の変動に基づく本件工事費の改定	本条の規定により本件工事費の変更を行った後再度行うことができるとありますが、施設整備期間中において条件を満たせば12カ月毎に本件工事費の変更が可能となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
335	事業契約書 (案)	12	第28条	第5項				物価等の変動に基づく本件工事費の改定	ただし書き以下について、14日以内に協議が調わない場合、市は、「変更額」及び「変更時期」を定めるに当たって、事業者の申し入れ内容や、物価指数等の客観的指標に基づき、合理的に決定するものと理解してよろしいでしょうか？	物価指数等に基づき、市が変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額を定め、事業者に通知するものとします。
336	事業契約書 (案)	13	第30条	第2項				要求水準の変更等による措置	また以下について、「当該変更により本施設の引渡しの遅延が避けられない場合」で、事業者が引渡予定日の変更を希望する場合には、当然に引渡予定日が変更されるものと理解してよろしいでしょうか？	当該変更により本施設の引渡しの遅延が避けられない場合は、本市と事業者との協議の上、引渡予定日を変更することを想定していますが、自動的に又は事業者の希望により一方的に引渡予定日が変更されるものではありません。
337	事業契約書 (案)	13	第30条	第3項				要求水準の変更等による措置	また以下について、「当該変更により本施設の引渡しの遅延が避けられない場合」で、事業者が引渡予定日の変更を希望する場合には、当然に引渡予定日が変更されるものと理解してよろしいでしょうか？	当該変更により本施設の引渡しの遅延が避けられない場合は、本市と事業者との協議の上、引渡予定日を変更することを想定していますが、自動的に又は事業者の希望により一方的に引渡予定日が変更されるものではありません。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
338	事業契約書 (案)	13	第 30 条	第 7 項				バリアフリーチェ ック	今後公表予定のバリアフリーチェックがあれば、公表時期をご教示いただけますでしょうか。	今後の公表時期については未定となっております。
339	事業契約書 (案)	13	第 31 条	第 4 項				臨機の措置	「事業者が事業費の範囲において負担することが明らかに適当でない」と認められる部分」との記載について、「事業者が事業費の範囲において負担することが適当でない」と合理的に認められる部分」と理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりですが、事業者負担とすることが適当でないことは明確な資料等により示して頂く必要があります。
340	事業契約書 (案)	13	第 32 条	第 1 項				第三者に生じた損 害	原則として第三者に及ぼした損害については事業者が責任を負うとの記載がありますが、公共工事標準請負契約約款に規定されているとおり、通常避けることができない場合且つ、事業者が善良な管理者の注意義務を果たしていた場合には、貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。	事業者の負担とします。
341	事業契約書 (案)	13	第 32 条	第 2 項				第三者に生じた損 害	カッコ書きの「通常避けることのできない騒音、振動、光害、地盤沈下、大気汚染、水質汚染、悪臭又は交通渋滞等の理由により第三者に損害を及ぼした場合を含む。」により、通常避けることのできない第三者損害についても事業者の負担とされていますが、「実施方針等に関する質問・意見に対する回答」p.15 No.85 では、事業者が善管注意義務を果たしていた場合には市が負担すると回答されており、齟齬があると考えます。この点については、事業契約の締結時に修正されるものと理解してよろしいでしょうか？	「実施方針等に関する質問・意見に対する回答」No.85は、環境問題のうち特に水枯れを想定した回答となっております。事業契約書（案）第32条における通常避けることのできない騒音、振動、光害、地盤沈下、大気汚染、水質汚染、悪臭又は交通渋滞等の理由により第三者に損害を及ぼした場合については原文のとおり事業者負担とします。
342	事業契約書 (案)	13	第 32 条	第 2 項				第三者に生じた損 害	市が当該第三者に対して金銭を支払った場合とありますが、当該支払いに際して事業者へ事前に通知いただきたい。	本市と事業者の協議に基づき対応を決定いたします。
343	事業契約書 (案)	13	第 32 条	第 2 項				第三者に生じた損 害	事業者が善管注意義務を果たしても発生した第三者損害の賠償については、市による負担としていただけないでしょうか。	事業者の負担とします。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
344	事業契約書 (案)	14	第 33 条	第 4 項	第 三 号			法令変更による措置	本号において、「前二号に該当しない法令等の変更等の場合」は事業者負担となっておりますが、この場合の法令等の変更等とは具体的にどのようなものを想定されているのでしょうか。	「前二号に該当しない法令等の変更」の全てを対象とするため幅広く様々な法令等の変更が想定されています。例えば、同種の建築物の安全性等に関する法令等の変更が考えられます。
345	事業契約書 (案)	14	第 33 条	第 4 項	第 三 号			法令変更による措置	「本事業の遂行上重大な支障があると認められる場合」の重大な支障の基準をご教示頂けないでしょうか。	具体的な事象に基づき判断します。
346	事業契約書 (案)	15	第 34 条	第 4 項				不可抗力による措置	事業費減額にあたり、本条第2項及び第3項の増加費用の負担の場合と同様に、市と事業者との協議結果を踏まえるとの理解でよろしいでしょうか。	協議が行われた場合には、その内容は考慮します。
347	事業契約書 (案)	17	第 40 条	第 1 項				近隣対策	「前項以外の近隣住民等の要望活動又は訴訟に起因して増加費用が生じる場合は、事業者が負担する。」とありますが、事業者の責に起因する事象以外の増加費用については、その負担について貴市と協議いただけると理解してよろしいでしょうか。	事業契約書（案）第40条第3項以外の場合における費用については事業者負担とします。
348	事業契約書 (案)	17	第 40 条	第 4 項				近隣対策	本項規定の「合理的に要求される範囲」を超える近隣対策を実施する必要がある場合には、費用負担について貴市と協議いただけると理解してよろしいでしょうか。	事業契約書（案）第40条第3項以外の場合における費用については事業者負担とします。
349	事業契約書 (案)	17	第 40 条	第 4 項				近隣対策	「前項以外の近隣住民等の要望活動又は訴訟」について、「前項以外」というのは、市が「入札説明書等において事業者に提示した条件」の範囲を超えて、事業者が独自の提案を行った場合に、その事業者独自の提案について、近隣住民等の要望活動又は訴訟があった場合と理解してよろしいでしょうか？	事業契約書（案）第40条第3項は、入札説明書等において事業者に提示した条件について、本市の提示条件に対する近隣住民等の要望活動又は訴訟に起因する増加費用に関するものであり、他方、第40条第4項は上記以外の全ての場合に関する規定なので、そのうちには事業者独自の提案に関するものが含まれますが、これに限られません。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目		
350	事業契約書 (案)	17	第 41 条	第 1 項			引渡し等の遅延又は変更に伴う措置	「この場合において、市は第 21 条に定める遅延利息を負担しない」との記載について、「この場合」というのは、「市が事業者が負担した合理的な増加費用を負担した場合」、と理解してよろしいでしょうか？	本市の責めに帰すべき事由により、本施設の引渡しが引渡予定日より遅延した場合で、事業者が負担した合理的な増加費用を本市が負担する場合のことを指します。
351	事業契約書 (案)	17	第 41 条	第 2 項			引渡し等の遅延又は変更に伴う措置	施設整備費相当額とありますが、別紙 4 事業費の構成に示される B-1 と B-2 の合計額（消費税込み）を指しているとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）別紙 4 1. 事業費の構成に示す B-1 のうち①、②並びに B-2 のうち①、②及び③の合計額（消費税等込み）が施設整備費であり、施設整備業務を実施中に発生した SPC 運営管理等費については含まれません。
352	事業契約書 (案)	18	第 41 条	第 4 項			引渡し等の遅延又は変更に伴う措置	「本施設の引渡しが引渡予定日より遅延する場合には、市は、本施設の引渡しに先立ち、本施設の全部又は一部で使用可能な部分を、本事業の目的に照らして合理的に必要な範囲において使用することができる。」との記載がありますが、当該部分使用にあたっては、「事業契約書（案）」第 70 条（部分使用）の定めを準用するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
353	事業契約書 (案)	18	第 42 条	第 5 項			調査	「本施設の引渡しの遅延が避けられない場合」で、事業者が、引渡予定日の変更を希望する場合には、当然に引渡予定日が変更されるものと理解してよろしいでしょうか？	本市と事業者の協議に基づき決定することを想定していますが、自動的に又は事業者の希望により一方的に引渡予定日が変更されるものではありません。
354	事業契約書 (案)	24	第 63 条	第 5 項			建設業務における 中間確認	市が、工事の施工部分を破壊して、確認した結果、要求水準若しくは設計図書に適合しないと認められる部分が存在しなかった場合には、本項は適用されないと理解しよろしいでしょうか？	結果の如何に関わらず事業契約書（案）第 63 条第 5 項は適用します。
355	事業契約書 (案)	28	第 72 条	第 3 項			図面等の貸与	第 72 条 3 にて「維持管理・運営業務の実施により必要となる貸与図面等の更新を図るものとし、」とございますが、竣工図書そのものの更新ではなく、更新内容が明確になるよう更新に係る各種図書関係を明確に保存することで足りるという理解でよろしいでしょうか。	貸与図面等の更新を行ってください。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
356	事業契約書 (案)	29	第 75 条	第 2 項				本施設の修繕	市の帰責事由により損傷した場合とありますが、指定管理者（区民ホール）や市民等の来館者による損傷は市の帰責事由となるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）別紙5の不可抗力の定義に該当する事象については事業契約書（案）第75条第2項第三号が適用され、それ以外の事象については事業契約書（案）第75条第2項第四号が適用されます。
357	事業契約書 (案)	30	第 77 条	第 1 項				業務計画書等	供用開始予定日の6月前までに業務計画書を提出する旨記載されていますが、供用開始まで変更事項も多々生じるためこのタイミングでの提出は過早と考えます。つきましては、供用開始予定日の2月前までに提出することとさせていただきます。	供用開始予定日の6月前までに業務計画書を本市に提出し、本市の承諾を受けてください。ただ、提出後において、内容変更をすることを妨げません。
358	事業契約書 (案)	30	第 79 条	第 2 項				業務計画書等	「供用開始予定日の30日前までに、（中略）人員、器具及び設備等を準備して、市の承諾を受けなければならない」とありますが、物販施設については本施設の引渡日以降から内装工事に着手することを考えると供用開始予定日の30日前には工事が完成しません。よって「業務開始日までに」と変更願います。	原文のとおりとします。
359	事業契約書 (案)	30	第 79 条	第 2 項				業務計画書等	「供用開始予定日の30日前までに、（中略）人員、器具及び設備等を準備して、市の承諾を受けなければならない」とありますが、自動販売機については設置日から行政財産使用料が賦課されると思われませんが、供用開始予定日の30日前に設置しても供用開始日までは売上が見込めないため、使用料を無駄に支払うことになってしまいます。よって「業務開始日までに」と変更願います。	原文のとおりとします。
360	事業契約書 (案)	30	第 81 条	第 1 項				物販施設及び自動販売機【並びに駐車場】の運営業務	物販施設運営または自動販売機運営業務に関し、事業者から当該運営業務を委託された企業が実施するスキームとした場合、当該付帯事業の実施にあたり必要となるスペースの市からの貸借主体は、事業者でなく当該委託先とすることも可能との理解でよろしいでしょうか。	付帯事業の実施にあたり必要なスペースの賃借人は事業者としてください。事業者から付帯事業を実施する担当企業に必要なスペースを転貸することは可能です。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
361	事業契約書 (案)	30	第 81 条	第 1 項				物販施設及び自動販売機【並びに駐車場】の運営業務	物販施設運営または自動販売機運営業務に関し、事業者から当該運営業務を委託された企業の再委託先が実施するスキームとした場合、当該付帯事業の実施にあたり必要となるスペースの市からの賃借主体は、事業者でなく当該再委託先とすることも可能との理解でよろしいでしょうか。	付帯事業の実施にあたり必要なスペースの賃借人は事業者としてください。事業者から付帯事業を実施する担当企業に必要なスペースを転貸することは可能です。
362	事業契約書 (案)	30	第 81 条	第 1 項				物販施設及び自動販売機の運営業務	運営業務の検討を行うため、市有財産有償貸付契約のひな形を速やかにご提示いただきたい。	入札説明書等に関する質問に対する回答の公表とあわせて公表いたします。
363	事業契約書 (案)	30	第 81 条	第 1 項				物販施設及び自動販売機【並びに駐車場】の運営業務	「市有財産有償貸付契約」に係る契約書案の開示をお願いいたします。	入札説明書等に関する質問に対する回答の公表とあわせて公表いたします。
364	事業契約書 (案)	30	第 81 条					物販施設及び自動販売機【並びに駐車場】の運営業務	第81条にて、「市が示す書式により市有財産有償貸付契約」とございますが、市有財産有償貸付契約（案）のご開示をお願いできますでしょうか。また、開示頂いた契約（案）に対する質疑については、個別対話の際に確認するという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等に関する質問に対する回答の公表とあわせて公表いたします。質疑は個別対話において受け付けます。
365	事業契約書 (案)	31	第 81 条	第 2 項				物販施設及び自動販売機【並びに駐車場】の運営業務	物販施設運営または自動販売機運営業務に係る収入について、事業者から当該運営業務を委託された企業が実施するスキームとした場合、事業にかかる収入は、事業者でなく当該委託先が直接收受することも可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
366	事業契約書 (案)	31	第 81 条	第 2 項				物販施設及び自動販売機【並びに駐車場】の運営業務	物販施設運営または自動販売機運営業務に係る収入について、事業者から当該運営業務を委託された企業の再委託先が実施するスキームとした場合、事業にかかる収入は、事業者でなく当該再委託先が直接收受することも可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
367	事業契約書 (案)	31	第 81 条	第 2 項				物販施設及び自動販売機【並びに駐車場】の運営業務	「事業者の収入とする」とありますが、SPCの収入ではなく当該業務の担当企業の直接の収入とするという理解でよろしいでしょうか。	付帯事業を実施する担当企業の直接の収入としても構いません。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
368	事業契約書 (案)	32	第 88 条	第 3 項				維持管理・運営費 及びSPC運営管理 等費の支払	事業者に合理的な増加費用が発生した場合も貴 市にご負担いただけるという理解でよろしいで しょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書（案）を修 正します。
369	事業契約書 (案)	33	第 88 条	第 5 項				維持管理・運営費 及びSPC運営管理 等費の支払	第88条第5項において、「事業者の責めに帰す べき事由により業務不履行があった場合は、モ ニタリング基本計画書及びモニタリング実施計 画書に従い、維持管理・運営費の減額及び違約 金の請求を行うことができる」とありますが、 「エネルギー使用量等に関するモニタリング」 においてベンチマークを超過した場合は、ここ で定める業務不履行には該当せず、減額及び違 約金の対象にはならないとの理解でよろしいで しょうか。	ご理解のとおりです。
370	事業契約書 (案)	33	第 89 条	第 1 項				市の解除権	第89条第1項七～九項に記載の行為は、本案件 に関する行為に限定されていると理解しますが よろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
371	事業契約書 (案)	33	第 89 条	第 1 項	第 七 号			市の解除権	本号における、独占禁止法第49条に規定される 排除措置命令の確定とは、本事業に係る違反行 為によるものに限定されるとの理解でよろしい でしょうか。	ご理解のとおりです。
372	事業契約書 (案)	33	第 89 条	第 1 項	第 七 号			市の解除権	本号については、本事業契約に関する事由との 理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
373	事業契約書 (案)	33	第 89 条	第 1 項	第 八 号			市の解除権	本号における、刑の確定とは、本事業に係る違 法行為によるものに限定されるとの理解でよろ しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
374	事業契約書 (案)	33	第 89 条	第 1 項	第 八 号			市の解除権	本号については、本事業契約に関する事由との 理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
375	事業契約書 (案)	33	第 89 条	第 1 項	第 九 号			市の解除権	本号における、違法な行為とは、本事業に係る ものに限定されるとの理解でよろしいでしょ うか。	ご理解のとおりです。
376	事業契約書 (案)	33	第 89 条	第 1 項	第 九 号			市の解除権	本号については、本事業契約に関する事由との 理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
377	事業契約書 (案)	33	第 89 条	第 1 項	第 十 号			市の解除権	「構成員」は「構成企業」の誤りでしょうか。	構成員の定義については、事業契約書（案）別紙2をご参照ください。
378	事業契約書 (案)	33	第 89 条	第 1 項				市の解除権	本項第七号から第九号までが適用されるのは、「本事業に関して」第七号から第九号に定める事由が生じたときに限られると理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
379	事業契約書 (案)	34	第 89 条	第 1 項	第 十 八 号			市の解除権	「事業者の責めに帰すべき事由により事業者が本事業契約に違反し、又は本事業契約上の事業者の重大な義務を不履行したとき」のままでは、事業契約における軽微な債務不履行までもが無催告解除事由にあたるようにも読み、同項15号とも矛盾し得る記載となっています。本文中の「又は」の文字を削除していただきたい。	事業契約書（案）第89条第1項第十八号前段を催告解除の場合であることが明確になるように事業契約書（案）を修正します。
380	事業契約書 (案)	35	第 90 条					市の任意による解除	第90条にて、「市は、～本事業契約の全部又は一部を解除することができる。」とございますが、「事業者との協議の上」という文言を追加頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
381	事業契約書 (案)	36	第 93 条	第 1 項	第 二 号			事業者の帰責事由による契約解除の効力	「市が定めた期日（ただし、2040年3月31日を超えない。）」とありますが、仮に期限とすると検査日から余りにも長く、またそれまでSPCは解散出来ないこととなります。よって、本来支払われたであろう年度末にお支払い頂きたく変更願います。	原文のとおりとします。
382	事業契約書 (案)	36	第 93 条	第 1 項	第 三 号			事業者の帰責事由による契約解除の効力	本施設の出来形部分には、それまでに事業者が発生した費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者が発生した費用のうち合理的と認められる費用については含むものとします。
383	事業契約書 (案)	36	第 93 条	第 1 項	第 四 号			事業者の帰責事由による契約解除の効力	当該出来形部分に相応する代金には、設計費、工事監理費、SPC諸経費も含まれる認識でよろしいでしょうか	事業者が発生した費用のうち合理的と認められる費用については含むものとします。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目		
384	事業契約書 (案)	36	第 93 条	第 1 項	第 四 号		事業者の帰責事由による契約解除の効力	「市が定めた期日（ただし、2040年3月31日を超えない。）」とありますが、仮に期限とすると検査日から余りにも長く、またそれまでSPCは解散出来ないこととなります。よって、本来支払われたであろう年度末、もしくは令和5年度末にお支払い頂きたく変更願います。	原文のとおりとします。
385	事業契約書 (案)	36	第 93 条	第 1 項	第 四 号		事業者の帰責事由による契約解除の効力	「市が定めた期日（ただし、2040年3月31日を超えない。）」とありますが、仮に期限とすると検査日から余りにも長く、またそれまでSPCは解散出来ないこととなります。よって、本来支払われたであろう年度末、もしくは令和5年度末にお支払い頂きたく変更願います。	原文のとおりとします。
386	事業契約書 (案)	36	第 93 条	第 2 項			事業者の帰責事由による契約解除の効力	本件工事費の合計額の10分の2は他案件と比較し高い設定になっておりますので本件工事費の合計額の10分の1に変更お願い出来ないでしょうか	事業契約書（案）第89条第1項第七号から第九号に該当する場合には本件工事費の10分の2、それ以外の場合は本件工事費の10分の1を違約金とすることとし、事業契約書（案）を修正します。
387	事業契約書 (案)	36	第 93 条	第 2 項			事業者の帰責事由による契約解除の効力	当該違約金の算定基となる本件工事費は消費税等も含まれるという認識で齟齬ございませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
388	事業契約書 (案)	36	第 93 条	第 2 項			事業者の帰責事由による契約解除の効力（引渡し前）	違約金は本件工事費の合計額の10分の2相当額とありますが、他のPFI案件の一般的な水準と同様、本件工事費の合計額の10分の1相当額としていただけないでしょうか。	事業契約書（案）第89条第1項第七号から第九号に該当する場合には本件工事費の10分の2、それ以外の場合は本件工事費の10分の1を違約金とすることとし、事業契約書（案）を修正します。
389	事業契約書 (案)	36	第 93 条	第 2 項			事業者の帰責事由による契約解除の効力	違約金の支払いは、事業契約の一部のみ解除の場合は課されないとの理解でよろしいでしょうか。	一部解除の場合にも違約金は課されます。
390	事業契約書 (案)	36	第 93 条	第 2 項			事業者の帰責事由による契約解除の効力	違約金は本件工事費の合計額の10分の2に相当する額とされていますが、他のPFI案件と比べて過大と思われます。過大なリスク負担は地域経済貢献のための地元企業の参画にも影響を与える懸念があるため、「本件工事費の合計額の10分の1に相当する額」に見直しいただけないでしょうか。	事業契約書（案）第89条第1項第七号から第九号に該当する場合には本件工事費の10分の2、それ以外の場合は本件工事費の10分の1を違約金とすることとし、事業契約書（案）を修正します。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
391	事業契約書 (案)	36	第 93 条	第 2 項				事業者の帰責事由による契約解除の効力	本項における違約金が課された場合、基本協定第 11 条または第 12 条の違約金は二重に課されないとの理解でよろしいでしょうか。	基本協定書の有効期間は基本協定書の締結の日から事業期間の終了日までとしますが、違約金を二重で課すことは想定しておりません。基本協定書（案）を修正いたします。
392	事業契約書 (案)	36	第 94 条	第 2 項	第 一 号			市の任意又は帰責事由による契約解除の効力	「市が定めた期日（ただし、2040 年 3 月 31 日を超えない。）」とありますが、仮に期限とすると検査日から余りにも長く、またそれまで SPC は解散出来ないこととなります。よって、本来支払われたであろう年度末にお支払い頂きたく変更願います。	原文のとおりとします。
393	事業契約書 (案)	37	第 94 条	第 2 項	第 三 号			市の任意又は帰責事由による契約解除の効力	本施設の出来形部分には、それまでに事業者が発生した SPC 経費等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者が発生した費用のうち合理的と認められる費用については含むものとします。
394	事業契約書 (案)	37	第 95 条	第 1 項	第 四 号			法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力	本施設の出来形部分には、それまでに事業者が発生した SPC 経費等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者が発生した費用のうち合理的と認められる費用については含むものとします。
395	事業契約書 (案)	38	第 96 条	第 1 項				事業者の帰責事由による契約解除の効力	本条に記載の違約金と基本協定書(案)に記載の違約金は、二重に課せられるのでしょうか？	基本協定書の有効期間は基本協定書の締結の日から事業期間の終了日までとしますが、違約金を二重で課すことは想定しておりません。基本協定書（案）を修正いたします。
396	事業契約書 (案)	36	第 96 条	第 2 項				事業者の帰責事由による契約解除の効力	違約金は事業契約解除時から 2040 年 3 月 31 日までの期間に支払いを受ける予定の維持管理費・運営費及び SPC 運営管理等費の合計額の 10 分の 2 に相当する額とされていますが、他の P F I 案件と比べて過大と思われます。過大なリスク負担は地域経済貢献のための地元企業の参画にも影響を与える懸念があるため、「契約解除年度における維持管理費・運営費及び SPC 運営管理等費の年度合計額の 10 分の 1 に相当する額」に見直しいただけないでしょうか。	事業契約書（案）第 89 条第 1 項第七号から第九号に該当する場合には 2040 年 3 月 31 日までの期間に支払いを受ける予定であった維持管理・運営費及び SPC 運営管理等費の 10 分の 2、それ以外の場合は上記費用の 10 分の 1 を違約金とすることとします。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
397	事業契約書 (案)	36	第 96 条	第 2 項				事業者の帰責事由 による契約解除の 効力	本項における違約金が課された場合、基本協定 第 11 条または第 12 条の違約金は二重に課され ないとの理解でよろしいでしょうか。	基本協定書の有効期間は基本協定書の締結の 日から事業期間の終了日までとしますが、違 約金を二重で課すことは想定しておりませ ん。基本協定書（案）を修正いたします。
398	事業契約書 (案)	38	第 96 条	第 2 項				事業者の帰責事由 による契約解除の 効力	「本事業契約解除時から 2040 年 3 月 31 日ま での期間に支払いを受ける予定であった維持管 理・運営費及び SPC 運営管理等費の合計額の 10 分の 2 に相当する額を違約金を支払う」とあり ますが、残期間の合計の 10 分の 2 はリスク過大 なため、「解除年度（1 年分）に市が支払うべ き維持管理・運営費及び SPC 運営管理等費の合 計金額の 10 分の 1」に変更いただけないでし ょうか	事業契約書（案）第 89 条第 1 項第七号から第 九号に該当する場合には 2040 年 3 月 31 日ま での期間に支払いを受ける予定であった維持 管理・運営費及び SPC 運営管理等費の 10 分の 2、それ以外の場合は上記費用の 10 分の 1 を 違約金とすることとします。
399	事業契約書 (案)	38	第 96 条	第 2 項				事業者の帰責事由 による契約解除の 効力	当該違約金の算定基となる維持管理・運営費等 の合計額は消費税等も含まれるという認識で齟 齬ございませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
400	事業契約書 (案)	38	第 96 条	第 2 項				事業者の帰責事由 による契約解除の 効力（引渡し後）	違約金は事業契約解除時から 2040 年 3 月 31 日 までの維持管理・運営費及び SPC 運営管理等費 の合計額の 10 分の 2 相当額とありますが、他の PFI 案件の水準に比し負担が大きいと思われま す。解除年度の維持管理・運営費及び SPC 運営 管理等費の合計額の 10 分の 1 相当額としていた だけないでしょうか。	事業契約書（案）第 89 条第 1 項第七号から第 九号に該当する場合には 2040 年 3 月 31 日ま での期間に支払いを受ける予定であった維持 管理・運営費及び SPC 運営管理等費の 10 分の 2、それ以外の場合は上記費用の 10 分の 1 を 違約金とすることとします。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			
401	事業契約書 (案)	38	第 96 条	第 2 項				事業者の帰責事由 による契約解除の 効力	本施設の引渡し後における事業者の帰責事由による契約解除の違約金が、「本事業契約解除時から2040年3月31日までの期間に支払いを受ける予定であった維持管理・運営費及びSPC運営管理等費」の合計額の10分の2とされていますが、当該解除年度の10分の1としていただけませんか。 原案のままでは違約金相当額を調達するための金融費用が高額になる可能性があります。また、内閣府のPFIガイドラインである「契約に関するガイドライン」P.111においても、違約金の目安として「解除された事業年度1年間分の維持管理費及び運営費相当の対価の100分の10」に相当する額が明記されており、さらに「残存契約期間に応じて違約金の額を低減させる場合、契約期間の初期の段階により高い違約金の額が設定されるため、・・・融資金融機関等による融資の範囲を狭める可能性がある」と指摘されております。	事業契約書（案）第89条第1項第七号から第九号に該当する場合には2040年3月31日までの期間に支払いを受ける予定であった維持管理・運営費及びSPC運営管理等費の10分の2、それ以外の場合は上記費用の10分の1を違約金とすることとします。
402	事業契約書 (案)	38	第 96 条	第 2 項					「本事業契約解除時から2040年3月31日までの期間に支払いを受ける予定であった維持管理・運営費及びSPC運営管理等費の合計額の10分の2に相当する額を違約金として」とありますが、この解除条項だと、同類事業の一般的な割合より高く、事業者側のリスクが大きく設定されているように感じます。 「残存期間の10分の2相当ではなく、当該解除された日に属する事業年度に支払われるべき額に対する10分の1若しくは10分の2相当」のように緩和していただくことはできないでしょうか。	事業契約書（案）第89条第1項第七号から第九号に該当する場合には2040年3月31日までの期間に支払いを受ける予定であった維持管理・運営費及びSPC運営管理等費の10分の2、それ以外の場合は上記費用の10分の1を違約金とすることとします。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
403	事業契約書 (案)	38	第 96 条	第 2 項	第 二 号			市の任意による又は帰責事由による契約解除の効力	第 97 条 2 の二にて、「市は、契約解除通知日における履行済みの維持管理・運営費～」とございますが、契約解除通知日における履行済みの維持管理・運営費及び SPC 運営管理等費ではなく、業務履行終了日までの履行済みの未払額に変更頂けないでしょうか。あるいは、通知を受けた時点で業務履行義務が免除される形にしてくださいませんか。	契約解除通知後、市が必要と認めた引継ぎに必要なとなる業務に係る費用は本市が負担します。
404	事業契約書 (案)	38	第 96 条	第 3 項				事業者の帰責事由による契約解除の効力	「本事業契約解除時から 2040 年 3 月 31 日までの期間に支払いを受ける予定であった維持管理・運営費及び SPC 運営管理等費の合計額の 10 分の 2 に相当する額を違約金として」とありますが、この解除条項だと、事業者リスクが大きいため、事業参画に影響することが想定されます。従って、残存期間の 10 分の 2 相当ではなく、当該解除された日に属する事業年度に支払われるべき額に対する 10 分の 1 若しくは 10 分の 2 相当に変更していただけないでしょうか。	事業契約書（案）第 89 条第 1 項第七号から第九号に該当する場合には 2040 年 3 月 31 日までの期間に支払いを受ける予定であった維持管理・運営費及び SPC 運営管理等費の 10 分の 2、それ以外の場合は上記費用の 10 分の 1 を違約金とすることとします。
405	事業契約書 (案)	38	第 96 条	第 3 項	第 二 号			事業者の帰責事由による契約解除の効力	第 96 条 3 の二にて、「市は、契約解除通知日における履行済みの維持管理・運営費～」とございますが、契約解除通知日における履行済みの維持管理・運営費及び SPC 運営管理等費ではなく、業務履行終了日までの履行済みの未払額に変更頂けないでしょうか。あるいは、通知を受けた時点で業務履行義務が免除される形にしてくださいませんか。	契約解除通知後、市が必要と認めた引継ぎに必要なとなる業務に係る費用は本市が負担します。
406	事業契約書 (案)	38	第 96 条					事業者の帰責事由による契約解除の効力	本項に記載の違約金は、基本協定書（案）に記載の違約金と二重に課されることはないとの認識でよろしいでしょうか。	基本協定書の有効期間は基本協定書の締結の日から事業期間の終了日までとしますが、違約金を二重で課すことは想定しておりません。基本協定書（案）を修正いたします。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
407	事業契約書 (案)	39	第 98 条	第 3 項				法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力	第 98 条 3 にて、「市は、契約解除通知日における履行済みの維持管理・運営費～」とございますが、契約解除通知日における履行済みの維持管理・運営費及び SPC 運営管理等費ではなく、業務履行終了日までの履行済みの未払額に変更頂けないでしょうか。あるいは、通知を受けた時点で業務履行義務が免除される形にしていただけないでしょうか。	契約解除通知後、市が必要と認めた引継ぎに必要なとなる業務に係る費用は本市が負担します。
408	事業契約書 (案)	39	第 10 0 条	第 1 項				契約終了時の事務	事業契約終了から 10 日以内に本施設の現況を確認するとありますが、事業終了時から当該確認までの間の事業者の責めによらない損傷等の修繕負担は市との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
409	事業契約書 (案)	46	別 紙 2	31				用語の定義：業務不履行	「事業者の帰責事由により要求水準を達成しないおそれがある、又は要求水準を達成していないと判断した状態をいう。」とありますが、「達成しないおそれがある」段階で業務不履行となれば、契約解除等事業者にとってリスクが過大と考えます。ついては、「要求水準を達成しないおそれがある、又は」を削除いただきたい。	原文のとおりとします。なお、「業務不履行」は事業契約書（案）第 19 条第 4 項並びに第 88 条第 5 項及び第 6 項で使用されている用語です。
410	事業契約書 (案)	51	別 紙 2	91				本件工事費	本件工事費は、別紙 4 事業費の構成における、A-①既存庁舎の解体撤去工事費および B-2②本施設の建設費の税込金額の総称との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
411	事業契約書 (案)	53	別 紙 3					事業者が付す保険	引渡後の本施設の財物損害リスクに対して、貴市が全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に加入される場合、事業者帰責事由により本施設に損害を与えた時に共済を使用させていただくことは可能でしょうか。	そのような想定はありません。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
412	事業契約書 (案)	54	別紙 3 第 2	1	(2)			施設賠償責任保険 の保険内容	本保険は、保険内容欄の後半に記載されている通り、施設の欠陥や施設内外で行われる仕事の遂行に起因して生じた対人・対物事故により施設の所有者や管理者が負担する法律上の損害賠償責任を補償する保険になります。本保険は必ずしも契約不適合責任に伴う法律上の賠償責任を補償するものではありませんので、本欄の前半部分にある「契約不適合」の記載を削除していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
413	事業契約書 (案)	54	別紙 3	1	(3)			保険契約者	物販事業等につきましては、保険契約者をテナントでも可として頂けないでしょうか。	保険契約者はテナントでも可とします。
414	事業契約書 (案)	56	別紙 4	1				事業費の構成	消費税等 については、番号 A、B-1、B-2 及び C の各区分ごとに、その相当額を支払期ごとに算定するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
415	事業契約書 (案)	56	別紙 4	1				事業費の構成	消費税等 の算定をする際に端数が生じる場合、1 円未満端数は支払期ごとに切り捨てて計算を行うとの理解でよろしいでしょうか。	消費税等の算定方法について、本市からの指定はございません。
416	事業契約書 (案)	56	別紙 4	1				事業費の構成	事業所税の負担を要する場合、貴市から支払われる事業費に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
417	事業契約書 (案)	57	別紙 4	2	(1)			既存庁舎等の解体 撤去費等 (A)	令和 3 年度及び令和 5 年度における解体撤去費等の支払限度額には、1 事業費の構成の通り、消費税等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
418	事業契約書 (案)	57	別紙 4	2	(1)			既存庁舎等の解体 撤去費等	令和 3、4 年度の支払限度額が記載されておりますが、この金額は消費税を含むとの理解でよろしいでしょうか。またその合計額は予定価格のうち既存庁舎の解体撤去費となるのでしょうか。	消費税等を含むものとします。令和 3 年度及び 4 年度の支払限度額の合計額は解体撤去費の上限額です。
419	事業契約書 (案)	57	別紙 4	2	(1)			既存宿舎等の解体 撤去費等 (A)	支払限度額（令和 3 年度）356,000 千円、（令和 4 年度）152,000 千円は消費税等は含みませんでしょうか	消費税等を含むものとします。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
420	事業契約書 (案)	57	別紙 4	2	(1)			事業費の支払方法 等	解体撤去費の支払方法につきまして、各事業年度に1回ずつ支払を行うとありますが、協力業者への支払などがありますので、前払金や部分払を支払方法に追加して頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
421	事業契約書 (案)	57	別紙 4	2	(2)			本施設の施設整備 費等	②支払手続 第63条の中間確認は各年度末に実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
422	事業契約書 (案)	57	別紙 4	2	(2)			事業費の支払方法 等	施設整備費の支払方法につきまして、各事業年度に1回ずつ支払を行うとありますが、協力業者への支払などがありますので、前払金や部分払を支払方法に追加して頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
423	事業契約書 (案)	58	別紙 4	2	(2)			本施設の施設整備 費等	令和3、4年度の支払限度額が記載されておりますが、この金額は消費税を含むとの理解でよろしいでしょうか。	消費税等を含むものとします。
424	事業契約書 (案)	58	別紙 4	2	(2)			本施設の施設整備 費等 (B-1 及び B- 2)	支払限度額 (B-1 /令和3年度) 49,000 千円、 (B-2/令和4年度) 389,000 千円は消費税等は 含まれますでしょうか	消費税等を含むものとします。
425	事業契約書 (案)	58	別紙 4	2	(2)	①		本施設の施設整備 費等 (B-1 及び B- 2) ①支払方法	令和3年度及び令和4年度における施設整備費 等の支払限度額は表に示されていますが、令和 5年度及び令和6年度は記載がありません。事 業者提案の額に基づくという理解でよろしいで しょうか。	令和5年度及び6年度に支払限度額はありま せん。
426	事業契約書 (案)	58	別紙 4	2	(3)			維持管理・運営費 等	維持管理・運営費 (C) は、必ずしも各回均等額 でなくても良いでしょうか。	均等額でなくとも問題ありません。
427	事業契約書 (案)	58	別紙 4	2	(3)			維持管理・運営費 等	維持管理・運営費 (C) は、各年度金額が異なる 提案も可能でしょうか。	可能です。
428	事業契約書 (案)	58	別紙 4	2	(3)	(C)	①	別紙4 事業費の算 定及び支払方法 2 事業費の支払方 法等 (3)維持管 理・運営費 (C) ①支払方法	「第88条に定める維持管理・運營業務の検査を 実施し、要求水準が達成されていることを確認 した場合、維持管理・運営費 (C) を支払う」と ありますが、支払対象期間及び支払は、モニタ リング基本計画、様式第5-1-2号に記載の通り 、上期、下期が対象期間となり半期に1回に 支払われるという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
429	事業契約書 (案)	58	別紙 4	2	(3)	(C)	②	維持管理・運営費等 (C) ②支払手続	当該支払対象期間とは、四半期毎という理解でよろしいでしょうか。	支払頻度は半期毎です。事業契約書（案）別紙2の「支払対象期間」の定義をご確認下さい。
430	事業契約書 (案)	58	別紙 4	2	(3)	(C)		維持管理・運営費等 (C)	当該費用の支払対象期間は半期毎、全支払回数は31回という認識に齟齬はございませんでしょうか。異なる場合、1回の支払いおける支払対象期間、貴市からの事業期間を通した支払回数等をご教示ください。	ご理解のとおりです。
431	事業契約書 (案)	58	別紙 4	2	(3)	(C)		維持管理・運営費等 (C)	実施方針等に関する質問・意見に対する回答にて、維持管理・運營業務費は維持管理運営期間で平準化して支払われるとございましたが、各回平準化した額として生じた端数については、初回と最終回のいずれでの調整となりますでしょうか。	端数についての指定はありません。
432	事業契約書 (案)	58	別紙 4	2	(3)	(C)		維持管理・運営費等 (C)	半期毎に支払いの場合、初回は2025年1月11日～2025年3月31日までの約3か月分で以降15年間は6か月分を平準化して支払われるとの認識でよろしいでしょうか	維持管理・運営費は、年度ごとに定められた額の6か月分を半期毎に支払います。ただし、初回は令和6年度分の額を一括して支払います。
433	事業契約書 (案)	58	別紙 4	2	(3)	(C)		支払手続	修繕費の支払いについては、事業期間を通じて一律割賦払いという理解でよろしいでしょうか。	割賦払いには限りません。
434	事業契約書 (案)	58	別紙 4	2	(3)	(C)		支払手続	業務報告書等の提出頻度（Cの事業者への支払い頻度）についてご教授願います。	半期毎です。
435	事業契約書 (案)	59	別紙 4	3	(3)			維持管理・運営費等の物価変動に基づく改定	維持管理・運営費それぞれに使用する物価指数の指標の基準年は、概ね5年ごとに変更されるものと思料します。変更した年度には、その比率が1%以上か否かにかかわらず、新旧基準年の指数の比率でも改定いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	本市と事業者の協議に基づき決定します。
436	事業契約書 (案)	59	別紙 4	3	(3)			維持管理・運営費等の物価変動に基づく改定	物価変動指標の基準改定がなされた場合の措置についてご教示ください。	本市と事業者の協議に基づき決定します。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
437	事業契約書 (案)	59	別紙 4	3	(3)	①		物価変動指標の評 価	「毎年9月30日時点で確認できる最新の指標により評価する」との記載がありますが、企業向けサービス価格指数については、当該時点で確認できる最新の確報値、建設物価指数については、暫定値以外の数値で当該時点において確認できる最新の数値との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
438	事業契約書 (案)	59	別紙 4	3	(3)	②		維持管理・運営費 等の物価変動に基 づく改定 ②改定方法	修繕費の物価変動に使用する指標は建築費指数/ 標準指数とのことですが、建物用途及び構造を ご教示願います。	事業者の提案を踏まえて合理的に決定しま す。
439	事業契約書 (案)	59	別紙 4	3	(3)	②		改定方法	修繕費において使用する指標として「建築」物 価指数月報との記載がありますが、「建設」物 価指数月報を指しているとの理解でよろしいで しょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書（案）を修 正します。
440	事業契約書 (案)	59	別紙 4	3	(3)	②		改定方法	修繕費において使用する指標として「建築物価 指数月報」との記載があります。建築種類は明 示されておりませんが、使用する建築種別は事 業者の提案に基づき決定するとの理解でよろし いでしょうか。	事業者の提案を踏まえて合理的に決定しま す。
441	事業契約書 (案)	59	別紙 4	3	(3)	②	ア	別紙4 事業費の算 定及び支払方法 3 事業費の改定 ②改定方法 ア 改定率	維持管理費の「Cその他維持管理費」に使用す る指標が、「企業向けサービス価格指数」建物 サービスとなっておりますが、維持管理業務 は、人件費が主な費用となり、維持管理業務に 従事する人員の人件費と相関関係が高いため、 物価変動指数を「b警備費」と同様「北海道最 低賃金」若しくは「厚生労働省の毎月勤労者統 計調査 賃金指数 就業形態別きまって支給する 給与 一般労働者30人以上」に変更（採用）し ていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
442	事業契約書 (案)	59	別紙 4	3	(3)			維持管理・運営費 等の物価変動に基 づく改定	c その他維持管理費、SPC 運営管理等費につい ては、日銀統計調査局の物価指数を用いること となっておりますが、厚生労働省の「毎月勤労 統計調査」による指標に変更頂くことは可能で しょうか。	原文のとおりとします。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
443	事業契約書 (案)	62	別紙 5	1	(1)			天災	別紙5 不可抗力の定義、(1)天災に不可抗力の具体例が記載されておりますが、コロナ等疫病についても不可抗力に該当するという理解でよろしいでしょうか。	感染症の流行が不可抗力事由に該当する場合はあり得ると考えられますが、該当の有無は、当該感染症の流行の状況等を考慮して個別具体的に判断することになります。また、不可抗力事由に該当した場合に、これが事業の実施にどのような影響を与えたかについても、個別具体的に判断することになります。
444	事業契約書 (案)	63	別紙 5	3	(1)			施設整備等業務に関する損害分担	解体撤去・施設整備費の1%相当額とありますが、解体撤去・施設整備費とは別紙4 事業費の構成に示されるA①、B-1①②およびB-2①②③の合計額（消費税込み）を指しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
445	事業契約書 (案)	63	別紙 5	3	(1)			施設整備等業務に関する損害分担	①に（事業者が不可抗力により・・・当該「保険金額」を除く）とあります。「保険金額」では保険契約上の付保額になるため、「保険金」に修正をお願いできないでしょうか。	ご意見のとおり「保険金」に修正します。
446	事業契約書 (案)	63	別紙 5	3	(2)			維持管理・運營業務に関する損害分担	年度における維持管理・運営費の1%相当額とありますが、年度における維持管理・運営費とは別紙4 事業費の構成に示されるC維持管理・運営費等①と②の当該年度の合計金額（消費税込み）を指しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
447	事業契約書 (案)	63	別紙 5	3	(2)			維持管理・運營業務の損害分担	①に（事業者が当該不可抗力により・・・当該「保険金額」を除く）とあります。「保険金額」では保険契約上の付保額になるため、「保険金」に修正をお願いできないでしょうか。	ご意見のとおり「保険金」に修正します。
448	事業契約書 (案)	62	別紙 5	1	(3)			不可抗力の定義・その他	新型コロナウイルスなどの感染拡大に伴う事象のうち、市及び事業者のいずれにもその責めを帰すことが出来ない事由については不可抗力として扱われるとの理解でよろしいでしょうか。	感染症の流行が不可抗力事由に該当する場合はあり得ると考えられますが、該当の有無は、当該感染症の流行の状況等を考慮して個別具体的に判断することになります。また、不可抗力事由に該当した場合に、これが事業の実施にどのような影響を与えたかについても、個別具体的に判断することになります。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
449	モニタリング基本計画書	11	IV	3				要求水準未達の場合の措置	入札公告後公表予定とありますが、何時頃公表されますでしょうか。 また、当該内容に関する質疑の機会はいただけますでしょうか。	維持管理・運営業務に関する要求水準未達の場合の措置は9月に公表し、質問は個別対話において受け付けます。
450	モニタリング基本計画書	11	IV	3				要求水準未達の場合の措置	要求水準未達の場合の措置について、「入札公告後公表予定」としか記載されておりません。事業者として検討する必要があるため、至急ご提示いただきたい。	維持管理・運営業務に関する要求水準未達の場合の措置は9月に公表し、質問は個別対話において受け付けます。
451	モニタリング基本計画書	11	IV	3				要求水準未達の場合の措置	「入札公告後公表予定」とございますが、公表時期についてご教授願います。また、公表された内容に対する質疑については、個別対話の際に確認するという理解でよろしいでしょうか。	維持管理・運営業務に関する要求水準未達の場合の措置は9月に公表し、質問は個別対話において受け付けます。
452	モニタリング基本計画書	14	V	3	(1)			要求水準未達の場合の是正要求	モニタリングによる要求水準未達について、本書面にはペナルティポイント等の設定がありませんが、事業契約締結後に作成する「モニタリング実施計画書」で市と事業者が協議の上定めるとの理解でよろしいでしょうか。	SPC 運営管理等業務に関する要求水準未達の場合の措置は記載のとおりです。
453	様式集及び提案記載要領	2	第1	3				参加表明及び参加資格確認書類等に関する提出書類	押印を要する書類はPDF データを格納するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
454	様式集及び提案記載要領	3	第1	5	(1)			入札書等	入札書を代表企業の社員(代理人) が持参して提出する場合、開札の立ち会い時と同様、様式第5-1-4号に倣い委任状の提出が必要でしょうか。	入札書の提出に際し、委任状は不要です。
455	様式集及び提案記載要領	3	第1	5	(1)			入札書等（様式第5-1-2号）	様式第5-1-2号の左欄の事業費項目中に、「統括管理費」とありますが（3カ所）、事業契約別紙4に示された「SPC 運営管理等費」を示しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。様式集及び提案記載要領につき修正版を併せて公表しますので、そちらを参照してください。
456	様式集及び提案記載要領	3	第1	5	(1)			入札書等（様式第5-1-2号）	様式第5-1-2号の左欄の事業費項目の本施設の施設整備費等（B-1）に、事業契約別紙4に示された「その他必要な費用」の項目欄がありません。適宜追加して記載してよろしいでしょうか。	様式集及び提案記載要領につき修正版を併せて公表しますので、そちらを参照してください。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目		
457	様式集及び提案記載要領	3	第1	5	(1)		入札書等（様式第5-1-2号）	様式第5-1-2号の令和8年度（2026年度）以降の累計支払回数が誤っているようです（累計34回）。適宜修正してよろしいでしょうか。	様式集及び提案記載要領につき修正版を併せて公表しますので、そちらを参照してください。
458	様式集及び提案記載要領	3	第1	5	(1)		入札書等（様式第5-1-3号）	様式第5-1-3号 1解体撤去費・施設整備等の左欄の事業費項目について、SPC運営管理等費の内訳を記載する場合、適宜項目の追加修正・削除してもよろしいでしょうか。	可能です。
459	様式集及び提案記載要領	3	第1	5	(1)		入札価格内訳書	入札価格内訳書は、「入札書と別に両様式をまとめて封かんして提出する」とされておりますが、企画提案書等と同様にデータをDVDで提出するとの理解でよろしいでしょうか。またその場合、入札価格内訳書の各様式はExcelで作成し、相互に数式のリンクを貼っても可との理解でよろしいでしょうか。	入札書及び入札価格内訳書はデータをDVDに取り込まないでください。
460	様式集及び提案記載要領	3	第1	5	(1)		入札価格内訳書	入札価格内訳書（様式5-1-2、5-1-3）および地域貢献の内訳書（様式A-4-2）の欄外に、注記事項などを適宜記入しても構わないとの理解でよろしいでしょうか。	入札価格内訳書の欄外には、注記事項等は追記しないでください。地域貢献の内訳書については可能です。
461	様式集及び提案記載要領	4	第1	5	(3)		企画提案書	事業計画に関する提案書に、リスク分析表、リスク評価書、関心表明書などの第三者による書面を企業名を伏せて添付することは可能との理解でよろしいでしょうか。	関心表明書についてのみ、提案審査書類の添付書類とすることができることとします。その他の書類については添付書類としての提出は認められません。 なお、正本に添付する関心表明書は企業名を明示する一方、副本に添付する関心表明書は企業名を黒塗等により伏せてください。
462	様式集及び提案記載要領	4	第1	5	(3)		企画提案書	資金調達計画及びリスク分担の最大枚数が3枚とありますが、3枚以内であれば、資金調達方法及び不測の資金需要に対する対応策を1枚、SPCの経営に多大な影響を与える可能性のあるリスク及びリスク対応策（保険の付保等を含む）を2枚のようにページ割り付けすることは可能でしょうか。	可能です。様式内のページ割り付けに特段の制約はありません。
463	様式集及び提案記載要領	4	第1	5	(3)	③	企画提案書 ③資金調達計画及びリスク分担	SPCの長期収支計画の提出は求められておりませんが、健全性の説明に必要と考えますので、任意様式での提出をお認め頂けないでしょうか。	提案書においてはSPCの長期収支計画や財務書類の提出は求めません。任意様式での提出も認められません。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			
464	様式集及び提案記載要領	7	第1	5	(3)	オ		施設計画図面集	図面集の枚数は任意とありますが、外観透視図と内観透視図の枚数の目安があれば、ご提示いただけますでしょうか。	枚数の目安はありません。
465	様式集及び提案記載要領	7	第1	5	(3)	オ		施設計画図面集	配置図と外構計画図で示す内容の違いについて、ご例示いただけますでしょうか。	配置図は、敷地に対する各施設・設備の位置を示し、外構計画図は、外構にかかる緑化計画、外構設備計画、道路計画をお示しください。
466	様式集及び提案記載要領	7	第1	5	(3)	オ		施設計画図面集	配置図と外構計画図で示す建物は屋根伏図でよろしいでしょうか。	1階平面図としてください。
467	様式集及び提案記載要領	9	第2	2				企業名の記載	正本・副本の企業名の記載分けについて、提案書作成効率化のため、企業名等を伏せて全ての提案書を作成し、正本には冒頭に企業名対応表を添付する方法でもよろしいでしょうか。	正本には、提案審査書類中において、企業名称を記載ください。
468	様式集及び提案記載要領	9	第2	2				企業名の記載	提出書類のうち企業名は入札書、提案審査書類提出届および企画提案書の正本のみ記載することとされておりますが、DVDデータに記録する提案書類には企業名を記載するのをご教示ください。	DVDには、正本、副本双方のデータを格納してください。
469	様式集及び提案記載要領	9	第2	2				企業名の記載	企画提案書には、本事業の配置予定者の氏名等についても記載は不可との理解でよろしいでしょうか。	氏名の記載は可能です。
470	様式集及び提案記載要領	9	第2	2				企業名の記載	「企業名は第1の5の(1)、(2)及び(3)の正本のみに記入し、副本には一切の企業名称及びこれらの企業を類推できるものの記載は行わないこと」とありますが、正本、副本ともに企業名の記載は行わず「建設企業A」等とし、正本にのみ実際の企業名との対照表を添付することも可としていただけないでしょうか。	正本には、提案審査書類中において、企業名称を記載ください。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						項目名	質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
471	様式集及び提案記載要領	9	第2	2				企業名の記載	「副本には一切の企業（代表企業、協力企業または構成企業とならない企業も含む）名称・・・の記載・・・は行わないこと。」とありますが、融資金融機関やアドバイザーのような代表企業・協力企業・構成企業のいずれにも該当しない企業等についても企業名を記載してはならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
472	様式集及び提案記載要領	9	第2	2				企業名の記載	第1の5の(3)の正本には企業名を記入することですが、正本と副本でレイアウトが変わってしまうことを防ぐため、基本的に企業名は伏せた形（代表企業、構成企業A、協力企業B等）で作成し、正本の頭にそれらに対応する企業名を記載したページを挿入することでお認め頂けないでしょうか。	正本には、提案審査書類中において、企業名称を記載ください。
473	様式集及び提案記載要領	10	第2	5				提出書類	第5項目にある「添付書類」とは、金融機関や地元企業等からの関心表明書等を意味しますのでしょうか。	添付書類としての提出を認める書類は、本市が事前に認めたもののみとします。関心表明書については添付書類として提出することを認めます。
474	様式集及び提案記載要領	10	第2	5				提出要領	様式とは別に、提案の根拠となる資料を添付資料として提出することは可能でしょうか。	添付書類としての提出を認める書類は、本市が事前に認めたもののみとします。確認が必要なものがありませんでしたら、個別対話を活用ください。
475	様式集及び提案記載要領	10	第2	6				電子データを保存するアプリケーションソフト	電子データを保存するアプリケーションソフトとして、PowerPointの使用はお認め頂けますでしょうか。	原則としてMicrosoft Word又はMicrosoft Excelを使用する必要がありますが、一部にMicrosoft Powerpointを使用することは可能です。ただしこの場合、PDF形式（テキストや画像のコピーが有効な設定とすること）での保存・提出もしてください。
476	様式集及び提案記載要領	様式第4-1						個別対話参加申込書	参加者数は1グループ最大8名までと記載されていますが、8名では不足するため参加者数の増加を認めていただけませんかでしょうか。	原文のとおりとします。
477	様式集及び提案記載要領	様式第4-1						個別対話参加申込書	必要に応じてZoom・Teams等リモート会議での参加も認めていただけませんかでしょうか。	個別対話の実施形態については別途各入札参加者に連絡します。
478	様式集及び提案記載要領	様式第5-1-1号						(入札書) (Word)	入札書に記載する金額は、消費税を含まないとの理解でよろしいでしょうか。	入札価格は、課税事業者、免税事業者を問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
479	様式集及び提案記載要領	様式第5-1-2号						(入札価格内訳書(本編)) (Excel)	各年度の下に支払回数が記載されておりますが、令和7年度下期が「6回」で令和8年度上期が「11回」となっております。令和8年度上期の支払回数は「7回」が正しいとの理解でよろしいでしょうか。	様式集及び提案記載要領につき修正版を併せて公表しますので、そちらを参照してください。
480	様式集及び提案記載要領	様式第5-1-3号						(入札価格内訳書(別紙)) (Excel)	本様式2ページ目の「維持管理・運営業務費等」の欄外に「付帯事業に関する費用は、対象としないでください」とありますが、付帯事業とは業務要求水準書の「物販施設運営業務及び自動販売機運営業務」を指すものとの理解でよろしいでしょうか。また、その場合、付帯事業の収支計画は他の様式にも記入は不要との理解でよろしいでしょうか。	入札説明書7. (4) イに定める事業とします。付帯事業の収支計画の記入は不要です。
481	様式集及び提案記載要領	様式第5-1-2号						(Excel)	令和7年度下期が6回、令和8年度上期が11回になっておりますが、誤りではないでしょうか。(令和8年度上期は7回で、以降繰り上げし最後の令和21年度下期が33回)	様式集及び提案記載要領につき修正版を併せて公表しますので、そちらを参照してください。
482	様式集及び提案記載要領	様式第5-1-2号						(Excel)	A②、B-1③、C③の各統括管理費はS P C運営管理費との認識でよろしいでしょうか	ご指摘のとおりです。様式集及び提案記載要領につき修正版を併せて公表しますので、そちらを参照してください。
483	様式集及び提案記載要領	様式第5-2-4号						基礎項目審査確認リスト	基礎項目審査確認リストに入札参加者確認欄がありますが、より良い提案内容の場合、満たさなくてもよろしいでしょうか。	具体の事象なしには判断しかねるため、個別対話にて事例ごとに確認してください。
484	様式集及び提案記載要領	様式第5-2-4号	1	設計・建設に関する事項				基礎項目審査確認リスト	構造計画・駐車場の第2項目に「出口は国道230号線側にある」とありますが、業務要求水準書P.23の(5)駐車場計画、イ(ア)③には「東側の国道230号を出口とすることを基本とする」とあり、ニュアンスが異なります。230号線側の出口設置は必要なのか、それとも、東側以外に出口を設けることは条件次第で認められるのか、どちらでしょうか。	原則として、出口は国道230号線側に設けるものとします。国道230号線側以外に出口を設けることを検討する場合には個別対話にて確認してください。

入札説明書等（入札参加資格要件以外）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			項目名
485	様式集及び提案記載要領	様式第5-2-4号	1	設計・建設に関する事項				基礎項目審査確認リスト	構造計画・共通の項目に「必要諸室が全て計画されている」とありますが、必要諸室の設置階や位置に関する規定が読めません。実施方針等に関する質問・意見に対する回答393に「諸室の設置階の変更は認めません」とある通り、「別紙IV-1 必要諸施設及び仕様」に規定される設置階を変更すると、失格となると理解して良いでしょうか。	お示ししたものが要求水準です。要求水準の趣旨を逸脱しない範囲での変更をお考えでしたら、個別対話をご活用ください。
486	様式集及び提案記載要領	様式第5-2-4号	2	維持管理・運営に関する事項				基礎項目審査確認リスト	維持管理業務で「業務責任者、業務担当者、常時維持管理員が定められている」とありますが、該当様式（様式第C-1号もしくは第C-2-1号と史料）に氏名まで記載する必要がありますでしょうか。	提案審査書類への氏名の記載は必須ではありません。
487	様式集及び提案記載要領	様式第5-2-4号	2	維持管理・運営に関する事項				基礎項目審査確認リスト	維持管理業務の該当様式（様式第C-1号もしくは第C-2-1号と史料）に「業務責任者、業務担当者、常時維持管理員」の氏名を記載したとしても、実際の業務開始は4年後のため、変更になる可能性があります。この場合には事業者から貴市に通知すれば認められると考えてよろしいでしょうか。	氏名まで記載した場合は、原則変更は認められません。
488	様式集及び提案記載要領	様式第A-4-2号						（地域貢献の内訳書）（Excel）	本様式に、「物販施設運営業務及び自動販売機運営業務」による地域貢献の内容を記載してもかまわないでしょうか。	可能です。
489	その他							従事者数	現区役所、保健センター、区民センターにおける、各施設内業務従事者数の開示をお願いいたします。	業務要求水準書別紙IV-1 必要諸室及び仕様を参照ください。